

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

## 第 14 回遵守委員会会合報告書

2019 年 10 月 10-12 日  
南アフリカ、ケープタウン

**第 14 回遵守委員会会合**  
**2019 年 10 月 10－12 日**  
南アフリカ、ケープタウン

**議題項目 1. 開会**

**1.1. 開会の辞**

1. 遵守委員会（CC）議長であるフランク・ミーア氏が会合を開会し、参加者を歓迎するとともに、会合の主催国である南アフリカに対する感謝を表明した。
2. メンバー及びオブザーバーは、会合に対してそれぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

**1.2. 議題の採択**

3. 一部の議題については記載順とは異なる順序で検討されることに留意しつつ、議題が別紙 2 のとおり採択された。
4. 会合に提出された文書のリストは別紙 3 のとおりである。

**1.3. 会議運営上の説明**

5. 事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

**議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**

**2.1. 事務局からの報告**

**SBT 関連措置**

6. 事務局は、メンバーによる CCSBT 管理措置の遵守状況を総括した文書 CCSBT-CC/1910/04 を発表した。同文書が指摘した主なポイントは以下のとおりである。
  - 南アフリカによる漁獲証明制度（CDS）様式提出の遅延が続いており、一部様式では多くのエラーがあった。さらに、別のソースから提供されたデータとの間に大きな齟齬がある場合があった。
  - インドネシアは、必ずしも捕殺の時点で SBT への標識装着を行っておらず、また事務局に対してそうした例外的状況にかかる通知を行わなかった。
  - 南アフリカ及び台湾は港内検査報告書を提出しているが、港内検査の最低基準に関する決議が定める提出期限内には提出しなかった。

- 韓国、及び件数は少ないもののオーストラリア及び南アフリカは、引き続き、事務局に対して、想定された輸入 CDS 文書の写しの一部を提出していない。
7. これらの問題に対して以下のような回答があった。
- 南アフリカは、同国の CDS 文書の提出及び処理にかかる問題点について、情報技術と人的能力の両面で困難を経験してきており、電子 CDS の必要性がより明瞭になってきていることを述べた。また南アフリカは、同国が 2018 年に開発した電子 CDS システムは不調和に対応していなかったため、再開発中であることを述べた。同国の港内検査報告書については、外国漁船に対して多数（99 件以上）の港内検査（SBT の全ての水揚げに対する 100 % 検査を含む）を実施したこと、及び未提出の報告書に関しては会合後にフォローアップを行うことを既に事務局に対して通知済みであることを述べた。
  - インドネシアは、同国の SBT 漁業の性質（SBT は混獲種である）及び関与する漁船の多さ、また一部漁船は長期間にわたって洋上にある場合があることから、全ての関係船舶に対して船上に十分な数の SBT 標識を保持するよう確保することは困難であると説明した。インドネシアは、将来的にこれらの問題を解決するべく懸命に取り組む予定である。
  - 台湾は、決議を誤解していたために 14 日間の期日内に同国の港内検査報告書を提出しなかったと述べた。
  - 韓国は、同国による輸入 CDS 文書の写しの提出の改善を試みるべく、海洋水産部と食品医薬品安全処との間の調整を改善するために取り組んでいる内容について総括した。
8. ニュージーランドは、CCSBT の主要な措置の 1 つとしての CDS 決議の重要性を強調するとともに、遵守計画のゴールの 1 つは発展途上のメンバーが CCSBT の義務を遵守できるよう支援することであると述べた。さらにニュージーランドは、是正措置政策では「行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない」とのガイドラインが規定されていること、及び次期遵守行動計画（CAP）の中にもめる事項を検討する際に南アフリカを支援するための改善計画を策定する機会があると考えられることを述べた。
9. ニュージーランド及びオーストラリアの両国は、南アフリカの CDS に関する課題を解決するための支援を申し出た。

### **ERS 関連措置**

10. 事務局は、メンバーによる生態学的関連種（ERS）に関する措置の実施状況及びこれらの措置に対するパフォーマンスに関する最初の年次報告書として、文書 CCSBT-CC/1910/05 を提出した。本報告書は、CCSBT の ERS 措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議パラグラフ

フ7及びCCSBT 25 報告書パラグラフ 71 に基づき作成されたものである。本文書において留意すべき主要な点は以下のとおりである。

- インドネシアの科学オブザーバーカバー率は低かった（2018年に観察された鈎針数は0.5%未満）。また、データの信頼性に懸念があった18航海のデータを除外した日本のカバー率は、2017年及び2018年においてそれぞれわずか5%及び6%であった。
  - 2018年の科学オブザーバーカバー率について、完全な代表性<sup>1</sup>を達成したのは4メンバー（韓国、ニュージーランド、台湾及び南アフリカ）のみであった。
  - 日本及びニュージーランドに関して、他のまぐろ類RFMOにより2つの混獲緩和措置の使用が義務付けられている統計海区において、観察された投縄の一部では緩和措置を1つしか使用していなかった。また、日本及びニュージーランドでは、提示した年（2016年から2018年）において他のメンバーよりも観察された海鳥死亡率が高かった。
  - ほとんどのメンバーは、ERSデータ交換要件、及び生態学的関連種作業部会（ERSWG）及びCC及び拡大委員会（EC）会合に対する年次報告要件をよく遵守した。これには一部例外があり、それらの点は本文書において指摘された。
11. メンバーは、本文書は有益な情報を提供したとして、翌年も同様の形で文書を作成することを支持した。
  12. また一部のメンバーは、特に海鳥に関して一部メンバーによる混獲の水準が引き続き高くなっていること、及び混獲緩和措置の使用状況との因果関係について指摘した。
  13. 一部のメンバーは、ERSとの相互作用が引き続き高水準であることに起因するCCSBTに対する風評被害リスクについて指摘した。
  14. 事務局文書において提起された課題に対して、以下のとおり回答がなされた。
    - 日本は、現在、海鳥混獲を削減するための是正措置に取り組んでおり、これを達成するために日本が実施した措置に関して次回のCC会合に報告する予定であることを述べた。
    - インドネシアは、稼働漁船に対する観察隻数の割合ベースでの同国のオブザーバーカバー率は4.32%であったことを述べ、さらに同国の漁船隻数の多さ故に目標オブザーバーカバー率の達成は困難であったことを述べた。インドネシアは、将来的に同国のオブザーバーカバー率を改善するための補完的オプションとして、電子モニタリングといった代替策を検討している。

---

<sup>1</sup> 完全な代表性とは、全ての船団/海域の組み合わせにおいて科学オブザーバーカバー率の水準が10%目標を達成したことを示す。

- 南アフリカは、ICCAT<sup>2</sup>及びIOTC<sup>3</sup>の全てのERS措置を遵守していることを確認した。
- インドネシアは、IOTC及びWCPFC<sup>4</sup>のERS措置を遵守していることを確認した。
- バードライフ・インターナショナル（バードライフ）は、混獲の結果としてアホウドリ類が直面している保存上の危機を阻止する上で最も重要な事項は漁業における既存の混獲規制の遵守及び実施を高めることであると確信しており、故にこのCC会合において海鳥類が議題に掲げられることが重要なのであって、これを評価しているのであると述べた。またバードライフは、日本の現在の遵守状況の報告にかかる同国の透明性を評価するとともに、台湾の報告と昨年のCC会合で提示されたAIS解析の結果との間で夜間投縄の使用に関する不調和があることについてコメントした。さらにバードライフは、今週の議論が新たな遵守行動計画における明確な行動並びに議題項目10において策定されるプロジェクト提案につながっていくことを期待すると述べた。

## 2.2. メンバーからの年次報告

15. メンバーは、CCに対するそれぞれの年次報告書を総括し、報告書の重要な点（管理制度の改善点、直近の漁獲量、オブザーバーカバー率、帰属漁獲量、電子モニタリング、ERSの混獲及びその他の重要な課題を含む）を提示した。
16. 会合前に提出された年次報告書の内容に対する討議（明確化のための質問を含む）が行われた。報告された事項の重要な側面及びそれに関連する議論は以下に示したとおりである。
17. 遊漁に由来するSBT死亡量に関して、
  - オーストラリアは、同国の遊漁漁獲量調査は2018年に開始されており、本年中に完了する予定であると述べた。同国は、来年の会合において本件について報告する予定であり、現時点では同セクターに対する割当を引き続き250トンとすることが適正であると考えているとした。
  - ニュージーランドは、同国における遊漁漁獲量に関する調査を実施し、拡大科学委員会（ESC）に対してその方法論を報告した。報告された漁獲量12.3トンのうち11.2トンは遊漁クラブに由来するもので、0.6トンはアマチュアの遊漁チャーター船の報告、0.5トンは商業船による遊漁漁獲に由来するものであった。推定未報告漁獲量として2.7トンを追加した。あるメンバーは、遊漁クラブ及びチャーター船は漁

---

<sup>2</sup> 大西洋まぐろ類保存国際委員会

<sup>3</sup> インド洋まぐろ類委員会

<sup>4</sup> 中西部太平洋まぐろ類委員会

獲量全体のごく一部しか計上しないという同国の経験上、これは過小推定になっているものと確信するとした。

18. 電子モニタリング (EM) に関して、

- オブザーバーカバー率要件について、CCSBT では人によるオブザーバーを EM に置き換えても良いとする合意がなされたことはないこと、及び WCPFC とした他の RFMO における開発状況を考慮しつつ EM に関する基準及び方法論を定める必要があることが留意された。
- さらに、EM には利点があるものの、移行にあたって検討しておくべき不確実性及び影響があることについても留意された。
- オーストラリアは、同国のはえ縄船団に対して EM を使用していることを明確化した。EM のカバー率は 100 % であり、陸上において、人間により、映像記録のうち無作為な 10 % に対して監査を実施している。オーストラリアは、EM は海鳥混獲死亡の削減に資する有効なツールであると考えており、他のメンバーもこれを検討すべきであるとした。

19. 投棄に由来する死亡量に関して、

- オーストラリアは、同国漁船は魚が生存かつ活力のある状態でなければ投棄することができないと述べた。ダメージを受けた魚の投棄が確認された場合は、その魚の重量が同漁業者のクォータから差し引かれる。投棄された魚は全て生存するものと仮定している。これははえ縄と蓄養の両セクターに適用される。
- 台湾は、SBT の保持が許可されていないタスマン海で同国漁船に乗船したオブザーバーから得られた情報によれば、投棄量はごく少なく、また当該投棄量は同国の投棄死亡向け割当量の中に含まれていると述べた。
- 投棄後の生存率が 100 % であるとは考えにくいこと、また放流時には生存かつ活力ある状態に見えても一部は死亡すると想定されること、故にこの死亡量に対する割当を行うべきことが留意された。
- 日本は、同国の投棄死亡量は事前に留保した 20 トンよりも多くなっているものの、同国の漁業者はそれぞれの漁獲量が割当量を下回るよう確保する努力を行っており、その未漁獲枠によって 20 トンを上回った投棄量は全て吸収されるため、総死亡量が日本の TAC を超えることはないものと考えていると述べた。

20. 混獲に関して、

- ニュージーランドは、サメの漁獲量の増加に関する説明を持たなかったが、実際はより高い可能性がある。同国漁船は、シャークライン及びワイヤートレースの使用に関する WCPFC の混獲緩和措置を適用している。サメ漁獲物は商業的な価値が低いため、基本的には海に戻されている。

- バードライフは、台湾が報告した低い海鳥混獲率について指摘し、正確な報告のために同国のオブザーバー計画をさらに強化する計画があるかどうかを質問した。
  - 台湾は、当該データは同国科学者によって精査されていることから、オブザーバーデータに基づく同国の海鳥混獲に関する報告は正確であると考えているとした。
  - バードライフは、南アフリカのオブザーバーカバー率の水準、混獲緩和措置の使用、釣針被覆装置といった新技術の取り入れについて称賛した。
21. 南アフリカは、遺伝子による SBT 種同定技術の開発状況について、これが利用可能になった時点で情報を共有する考えを述べた。
  22. インドネシアは、同国に水揚げされた漁獲物のうち 52.83 % が国内市場向けであり、残りは主に日本向けに輸出されたことを明確化した。同国ではあらゆる転載が禁止されているため、全ての魚が水揚げされなければならない。
  23. 日本は、10 % のオブザーバーカバー率という最低要件は達成したものの、一部データには疑義があったため科学目的には使用しなかったことを明確化した。また日本は、将来において信頼性の低いオブザーバーデータが報告されることを防止するための是正措置に取り組んでいることを述べた。
  24. メンバーは、洋上転載中の不法行為にかかるオブザーバー報告書に関する一部メンバーからの包括的な報告について留意するとともに、これを評価した。
  25. 会合は、一部メンバーの国別報告書の提出が遅れ、その内容を精査するのに十分な時間がなかったことに留意した。

### **2.3. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価**

#### **2.3.1. メンバーの遵守状況**

26. 会合では、具体的な改善勧告を要するようなメンバーによる非遵守分野は特定されなかった。

#### **2.3.2. 是正措置政策の適用**

27. 会合は、特定の期間内に欠陥を修正するために合意された計画を通じて、及び他のメンバーからの支援を受けて対処すべき行政上の過失があったかどうかについて検討した。これらの過失については、改定遵守行動計画の文脈において検討する方が良いと考えられることが合意された。

### 議題項目 3. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) からの報告

28. 事務局は、第 13 回 ERSWG 会合からの報告に関する文書 CCSBT-EC/1910/08 を発表した。EC に対する勧告が簡潔に説明された。より解像度の高いデータ及び混獲緩和措置の使用状況に関して改善された情報を提供するための ERS データ交換テンプレートの修正、海鳥に関する CCSBT の複数年戦略における全体目標及び 5 つの個別目標、及び「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議」の改正といった勧告がなされた。
29. また事務局は、ERSWG が EC に対して行った以下のような助言を総括した。
- 2016 年のデータに関するリスク評価の結果、25 種のアホウドリ種及びミズナギドリ種のうち 9 種について、表層はえ縄漁業による年間の推定偶発的捕獲数が個体群の再生産力を超過していることが示唆された。
  - 2017 年のデータでは報告された総海鳥死亡数が低くなっているが、これは不適切かつ代表性のないサンプリングの結果によるものである可能性が非常に高く、改善された緩和措置に由来するものとは考えにくい。
  - ERS 相互作用数の報告を改善するための電子モニタリング (EM) の可能性が留意された。
  - ERSWG は、海鳥類と SBT 漁業との間の相互作用は引き続き非常に懸念される水準にあるとの以前の助言の変更を求めなかった。
  - ERSWG は、高リスク海域の解析は南半球リスク評価解析に取り入れられるべきであることに合意した。
  - ERSWG は、ACAP が浮はえ縄漁業における海鳥混獲の削減のためのベストプラクティスは引き続き荷重枝縄、鳥威しライン及び夜間投縄を組合せて使用することであると確認したことに留意した。さらに ACAP は、2016 年以降、3 つの措置の組合せ勧告に替わる単独の措置として鈎針被覆装置 (予め定められたパフォーマンス要件を満たすもの) をベストプラクティス助言に含めることを承認している。
  - ERSWG は、休会期間中、海鳥に関する複数年戦略における個別目標ごとに戦略的行動のリスト案を作成する予定である。
  - ERSWG は、SBT 漁業で漁獲される全てのサメ種について、現状ではサメ類に関して追加的な混獲緩和要件が必要となるような特段の懸念はないとして以前に合意した助言を再確認した。
30. ERSWG は、混獲緩和措置に関して提供される情報を改善するために CC 13 においてヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル及びバードライフが提案した CC/EC 年次報告書テンプレート修正案を取り入れることを勧告しなかった。その理由は、当該修正案は全ての混獲緩和措置を網羅していないこと (特にフックポッド及び 3 つの措置の同時使用)、提案された 2 つの表のうちの 1 つは ERS データ交換プロセスを通じて既



に提供されているデータにより事務局が作成できること、及び全てのメンバーが提案されたもう1つの表を作成するために必要な鉤針ベースでのデータを収集している訳ではないことであった。

31. ERSWG 報告書は、CC 13 が要請した「アウトリーチ・教育を通じて ERS 措置の実施を強化すること及び措置の遵守状況を検証すること」に関するバードライフ/CCSBT 事務局の共同提案について原則的な支持があったことを示唆した。しかしながら、提案のさらなる改良及びメンバーとの議論が必要であることが留意された。本提案については議題 10 においてさらに議論される予定である。
32. 会合は、ERS データ交換要件にかかる ERSWG の修正案に加え、別紙 A の脚注 10 に「ERSWG は、EM が 10 % のオブザーバーカバー率要件に置き換わるものであるとの合意はないこと、及び EM の結果を報告するというオプションはこのような含意の示唆を意図したものではなく、専ら報告されたデータのソースを明確化することを意図したものであることを認識した」との文言を追加することを勧告した。この文言を含む形で改正するよう勧告された ERSWG データ交換要件は別紙 4 のとおりである。

#### 議題項目 4. 遵守専門作業部会 (TCWG) からの報告

33. CC 議長は、CC に対し、2019 年 10 月 9 日に開催された第一回 TCWG 会合における議論について口頭で報告を行った。議長は、2つの主要議題、すなわち漁獲証明制度 (CDS。eCDS への移行にかかる費用を含む) 及びその他の事項 (ニュージーランドが作成した2つの文書を含む) について詳細に説明した。
34. TCWG 会合の第一義的な目的は、CDS 改正案に関する未解決の課題について検討することであった。議長は、様式の確認 (確認を行う権限の委任の制限、及び外国の領域に直接水揚げされる輸出魚の水揚げ重量をどのように確認するか) の2点)、蓄養活け込み証明書/漁獲・収穫及び輸出証明書、及び漁獲標識証明書及び蓄養移送証明書に関する未解決の課題について説明した。TCWG 議長は、会合ではこれらの未解決課題のいずれも解決できなかったことを報告した。
35. また会合は、現行の 2014 年 CDS 決議のうち3つの分野について明確化を求めた事務局文書についても検討した。一部のメンバーは、提案された修正は意図しない結果を生む可能性があることを強調した。これらの修正案はさらに検討されることとなった。
36. さらに会合は、ニュージーランドが提出した IUU 漁業活動の疑いに関するメンバー間での情報共有を改善するための取組み、及び ESC 及び CC/EC に対する年次報告書テンプレートの修正提案に関する2つの文書について検討した。これらの文書はいずれも微修正を加えた上で承認され、TCWG 後の CC 会合においてさらに検討される予定である。

37. 議長からの報告を踏まえ、会合は、CDSに関する最善の進め方について検討した。本件は行き詰まりの状態にあることについて全体的な合意があり、2016年の遵守委員会作業部会（CCWG）会合以降、未解決課題については何ら進捗がないことが同意された。韓国は、未解決課題のうちの1つ、すなわち外国の領土に直接水揚げされる輸出魚の水揚げ重量をどのように確認するのかについて対応するため、また先のTCWGでも述べたとおりCDS改正案に関する議論を前に進めるべく、具体的な文言を委員会に提出する考えであると述べた。この提案に対するメンバーの見解は様々であった。しかしながら、eCDSが特に発展途上のメンバーに対してもたらし得る効率性を踏まえれば、eCDSを導入することが望ましいと考えられる点については合意があった。試行的eCDSの開発に関して、主なオプションとして以下の2点が検討された。
- 1) 改正CDS決議案をベースとするeCDS。この場合、eCDSの運用を開始する前に、確認等に関する上記の未解決課題に関する合意が必要となる
  - 2) 現行の2014年CDS決議及び現行の運用方法をベースとするeCDS
38. 決議改正案には、既存CDSの効率の改善、不備の排除、及び電子CDSのよりスムーズな導入を促進するための変更の導入など、現行CDS決議以上のメリットがある。また、eCDSの開発においてより費用が低いオプションである（現行CDSをベースとした場合の150,000豪ドル+GSTに対し、約120,000豪ドル+GST）と考えられる。しかしながら、今日まで何ら進展がなかったことを踏まえれば、未解決の課題に関する合意が得られる保証はない。
39. eCDSの開発に現行の2014年CDS決議を用いる場合、eCDSにおいても現行の運用を継続していくことについての合意が必要と考えられる。この点について合意が得られれば、同決議をベースとするeCDSを開発及び導入することが可能となる。しかしながら、ICCATの経験を踏まえると、CCSBTが後にCDS決議の改正を決定した場合には費用が大幅に増加することとなる。
40. 日本は、現行のCDS決議をeCDSのベースとして用いることは、現行のCDSの運用の是認を暗示してしまう可能性があるとして述べた。
41. 一部のメンバーは、eCDSの要件は、システム間でのデータ交換を可能とするべく、既存の国内システムと効率的に統合できるようにする必要があると明言した。その要件は費用に影響を及ぼすと考えられることが留意された。
42. CCは、これらの問題の性質及び重大性に鑑み、これに関する検討はECに委ねるべきことに合意した。

## 議題項目 5. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

43. 事務局は、CDS、転載監視計画、許可船舶及び許可蓄養場、及び港内検査の最低基準に関する課題について報告した文書 CCSBT-CC/1910/06 (Rev.1) を発表した。
44. 本文書では、以下を含む多数の事項に関する情報を提示した。
  - 未提出となっていた 2017 及び 2018 暦年の CDS 輸入文書を米国が探索することを支援するために実施した事務局と米国の間の共同作業に関するアップデート。未提出であった様式のうち約 30 % が発見された。
  - 1 年間の転載データの概要
  - CCSBT の IMO ナンバー要件の遵守に関するアップデート
  - まぐろ類 RFMO 合同の統合許可船舶リスト (CLAV) の状況に関するアップデート
  - 港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関して提出された情報の概要
45. オーストラリアは、転載監視計画に関して、遺伝子検査にかかる費用のアップデートを提供すると約束していた旨を述べた。本件にかかる作業は現在も継続中であるが、CSIRO が間もなくこれを完了する見込みであり、オーストラリアは、当該情報が利用可能となった際にメンバーに対してアップデートを行う予定であるとした。
46. 事務局は、IMO 船舶識別番号スキーム及び CCSBT 許可船舶リスト決議改正案に関する文書 CCSBT-CC/1910/07 を発表した。
47. 事務局は、IMO が 2017 年 12 月に以下を含む形で IMO 船舶識別番号スキームを拡大したことを踏まえて CCSBT 許可船舶決議を改正することを提案した。
  - 船体構造が鋼鉄製及び非鋼鉄製である漁船
  - 総トン数 100 トン未満かつ全長 12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域で操業する許可を有する漁船
48. インドネシアは、昨年の会合以降、IMO ナンバーの取得資格を有する全 SBT 漁船がナンバーを取得したか又は取得プロセスに入っており、現時点で決議改正案を受け入れることができると述べた。同国の稼働漁船 154 隻のうち、96 隻が IMO ナンバーを取得済、19 隻が申請中であり、39 隻は IMO ナンバーの取得資格の対象外である。
49. 会合は、微修正を加えた許可船舶決議改正案に合意した。決議パラグラフ 3 の新規定では、CCSBT 許可船舶リストに掲載されている漁船のうち以下の追加カテゴリに該当する漁船に対して IMO ナンバーを取得させるよう求めている。
  - 2021 年 1 月 1 日以降にあつては、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる木造船及びファイバーグラス船であつて、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である漁船

- 2022年1月1日以降にあっては、総トン数100トン未満かつ全長（LOA）12メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

50. 合意された許可船舶決議改正案は別紙5のとおりである。

## 議題項目 6. CCSBT 遵守計画の実施状況

### **6.1. 漁獲証明制度 (CDS)**

51. 事務局は、文書 CCSBT-TCWG/1910/06 において既存の 2014 年 CDS 決議に対する 3 つの改正（提案 1 から 3）を提案したこと、及び TCWG はこれらの提案に関する勧告を最終化しなかったことを述べた。
52. 事務局は、提案 2 及び 3 については撤回することとし、提案 1、すなわち「国産品の水揚げ」の定義の修正についてのみ合意するよう求める旨を説明した。
53. 会合は、「国産品の水揚げ」の定義の改正案（別紙 6 の脚注 1）に合意した。この改正は 2020 年 4 月 1 日から発効する。

### **6.2. 船舶監視システム (VMS) 決議**

54. 事務局は、CCSBT における現行の VMS 取決めにかかる情報ギャップのアップデートを提示した文書 CCSBT-CC/1910/08 を発表した。本文書では以下を示した。
  - 事務局が 2018 年に文書 CCSBT-CC/1910/09 で特定した VMS の情報ギャップの概要
  - IOTC の VMS を強化するためのオプションに関する IOTC の検討状況のアップデート
  - CCSBT の VMS 取決めを強化するために将来的に取り組むことが考えられる作業の検討
55. メンバーは、CCSBT は他の RFMO と水域が重複しており、これらの RFMO の VMS 措置との一貫性を保つ必要があることに留意した。また、IOTC の VMS は大幅な変更作業が進められており、同委員会では将来の VMS について検討するための作業部会が設置されたことも留意された。
56. 会合は、CCSBT の VMS 決議の修正について検討する前に、IOTC における作業の結果を待つのが得策と考えられることに合意した。
57. バードライフは、VMS データは夜間投縄をモニタリングするための有益な情報源になる可能性があるものの、ポーリングの頻度を 1 時間毎に増加させる必要があると指摘した。

### 6.3. IUU 船舶リスト決議：相互掲載規定

58. 事務局は、他 4 つのまぐろ類地域漁業管理機関（IATTC<sup>5</sup>、ICCAT、IOTC 及び WCPFC）及び CCAMLR<sup>6</sup>により IUU リストに掲載された船舶にかかる定期的な相互掲載を促進するための CCSBT IUU 船舶リスト決議改正案を提案した文書 CCSBT-CC/1910/09 を発表した。
59. 事務局は、以下の原則に基づいて相互掲載規定を検討すべきことを提案した。
- 相互掲載プロセスは、既に確立されている毎年の IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リストの掲載プロセスとは別に、休会期間中に運用すべきである。
  - CCSBT は、特定の機関が最初のリスト掲載機関である場合のみ、船舶の相互掲載を検討すべきである。
  - CCSBT は、関連する証拠を自身で検討することなく該当船舶を相互掲載すべきであり、最初の掲載機関のプロセスの完全性に依拠すべきである。しかしながら、メンバーに対しては、CCSBT IUU リストへの相互掲載による船舶の追加に関して、30 日の異議申立期間が与えられる。
  - CCSBT は、同委員会の IUU 船舶リストへの相互掲載による追加について、年 2 回、すなわち 2 月及び 8 月のみとすべきである。
  - 相互掲載された船舶は、該船が最初のリスト掲載機関の IUU 船舶リストから削除された場合、CCSBT の IUU 船舶リストから速やかに削除されるべきである。
60. メンバーは本提案を全体としては支持したが、以下を含む多くの修正を求めた。
- 相互掲載を行うべき機関のリストに SEAFO<sup>7</sup>、SIOFA<sup>8</sup>及び SPRFMO<sup>9</sup>を追加すること
  - 自動的な IUU リスト掲載は 30 日間の異議申し立て期間の直後（ただし何ら異議申し立てが行われなかった場合）に行われるべきこと、及び CCSBT 事務局は CCSBT IUU 船舶リストのアップデートが行われた後速やかに全ての更新された点に関する関連情報を回章すべきこと
  - 本提案に関して、回章される「関連情報」についてはより詳細に具体化すべきこと
  - 改正提案のうちパラグラフ 31 における「適切な通知…」との文言については、IOTC 決議 18/03（パラグラフ 37）の文言に合わせて調整すること

---

<sup>5</sup> 全米熱帯まぐろ類委員会

<sup>6</sup> 南極海の海洋生物資源の保存に関する委員会

<sup>7</sup> 南東大西洋漁業機関

<sup>8</sup> 南インド洋漁業協定

<sup>9</sup> 南太平洋漁業機関

- 改正提案のうちパラグラフ 31 については、オーストラリアが表明したいくつかの法的な懸念を反映するために修正すること
61. メンバーの懸念に対応するために多数の修正を施した上で、会合は、別紙 7 に示した CCSBT IUU 船舶決議改正案に合意した。

#### 6.4. 公式の遵守評価プロセス案

62. オーストラリアは、CCSBT における遵守評価プロセスの検討に関する文書 CCSBT-CC/1910/16 を発表した。本文書では、現行の CCSBT における遵守プロセスと、SIOFA、WCPFC 及び IOTC といった他の RFMO において用いられているより公式化された評価プロセスとを比較するとともに、メンバーに対して、こうしたプロセスの各側面を CCSBT においてどのように採用していくことができるかに関する多数の質問を提示した。本文書では、より公式化されたスキームはメンバーの遵守状況及び説明責任の改善をもたらしたことを指摘した。しかしながら、報告要件が複雑かつ事務的負担が大きいものとなる可能性、報告された結果に対する独立的な検証の欠如、決定的に重要な遵守問題にかかる優先順位の欠如など、その他機関における評価プロセスの弱点についても指摘した。本文書では、報告における将来的な事務局の役割、改善点又はフォローアップ行動をどのようにモニタリングするかについて明確に文書化しておくことの必要性を探求した。また本文書では、QAR について、国全体の遵守を確認する幅広いツールとしてではなく、特定の CCSBT の義務に関する遵守状況に重点を置く形で、いかにして具体的な遵守評価ツールとしてこれを活用し得るかについても探求した。
63. 会合は、本文書を作成したオーストラリアによる努力に感謝した。
64. CCSBT は既に優れた遵守評価手続きを有しているが、これらは公式に具体化された手続きとはなっておらず、この既存の手続きを改善する余地があるとの一般的な見解があった。新たなメカニズムの必要性については、費用対効果並びに作業の重複の観点から慎重に検討する必要があることが留意された。また、メンバーの遵守状況の評価を開始する際、事務局及びメンバーからの報告の中で特定された問題点についてメンバーが対処しやすくするような体系的な仕組みを CC として有していないことが留意された。
65. 会合は、オーストラリアが CCSBT の遵守評価プロセスの策定に向けた作業を行う休会期間中の連絡グループをリードし、その成果を CC 15 に対して報告することに合意した。メンバーに対して、休会期間中にこのグループへの参加者の指名が要請される予定である。

#### 6.5. 常設議題項目

66. 議長は、本議題項目は以下の常設議題項目に関して新たな情報が利用可能となった際にこれを検討するものであると述べた。

- 市場形成／市場活動の大規模な変化
  - SBTに関するIUU活動のアップデート（本年はTrygg Mat Trackingに依頼した臨時解析の結果を含む）
  - 協力を要請すべき非メンバーの寄港国及び市場国
  - SBT漁業における電子モニタリングシステム（EMS）の開発及び使用に関するアップデート
  - SBTの種同定技術
  - MCS制度に関するベストプラクティスの特定及び共有の継続
67. 事務局は、非メンバーによる漁業活動及び貿易／市場形成の可能性に関する文書CCSBT-CC/1910/10を発表した。本文書において、事務局は以下について述べた。
- 2018年における*Ping Tai Rong*船団の活動にかかる中国の調査の結果、調査時にSBTは確認されず、また*Ping Tai Rong Leng 2*が違法なみなみまぐろの洋上転載を行ったことを示す証拠はなかった。
  - 2019年において、事務局は、Trygg Mat Tracking (TMT)との契約（いくらかの運用資金の留保を含む）を締結した。本契約は、事務局がSBT漁場で発生している不審な漁業活動に関する情報を受領した場合の緊急要請を受けてTMTが臨時的に船舶自動識別装置（AIS）データ及び船舶会社の関係に関する解析を実施することを促進するものである。事務局は今日までにこうした関連報告を受領していないため、臨時解析は実施されておらず、したがって運用資金もまだ利用されていない。
  - 事務局は、貿易及びCDSに関する質問のため、2019年に複数の非協力的非加盟国（NCNM。カナダ、レバノン、ヨルダン、モーリシャス及びナミビア）と連絡をとった。
68. 会合は、ECに対し、来年のCC会合に米国、シンガポール、中国、モーリシャス及びナミビアを招待するよう勧告することに合意した。また会合は、ECに対し、会合に参加する非メンバー国の招待に関して休会期間中に決定することを可能とするかどうかを決定するよう勧告した。このことは、年の途中でSBTを漁獲していることが確認された国があった場合に特に有益となる。
69. 2018年のECからの要請を踏まえ、事務局は、グローバル・トレード・アトラス（GTA）以外の貿易データソースについて調査を行い、2019年以降の貿易情報の概要を作成する際のデータソースとしては国連（UN）COMTRADEデータベースが代替的な費用対効果の高い<sup>10</sup>オプションであるとの結論に至ったと述べた。さらに、COMTRADEはEuroStatをEUの貿易データのソースとしていることが留意された。

---

<sup>10</sup> UN COMTRADE データへのアクセスには、購読契約／費用の支払いが不要である。

70. 事務局は、以下の事項を指摘しつつ、2016年から2018年までについて UN COMTRADE データベースから入手した SBT 貿易情報の概要を簡潔に説明した。
- COMTRADE データベースに記録されているインドネシア及び南アフリカの輸出量の数字は、両国の CDS 上の輸出量の数字と比較して過小に表示されている。
  - 米国は大量の生鮮／冷蔵 SBT を輸出したものとして記録されているが、これは現実的ではなくミスコードの問題である可能性が高い。
  - EU は相当量の SBT 貿易を行ったものとして記録されているが、これは EU メンバー国における種々のミスコードの問題が継続していることを示唆しているものと考えられる。
  - アルジェリア、イラン、オマーン、スリランカ、コートジボアール、ガーナ、マレーシア、タイ及びアラブ首長国連邦について、中程度から相当量の SBT 貿易を示す想定外の記録があった。
71. あるメンバーは、COMTRAD に記録されている 2018 年のオーストラリアの SBT 輸出量 (14,138.9 トン) が 2018 年の CDS の数字 (9,371.8 トン) よりもはるかに大きくなっているのかについて質問した。オーストラリアは、この不調和はミスコードによるものである可能性が高く、調査を行った上で報告すると回答した。
72. 本文書のセクション 4.4 において異常値及び／又は不調和が指摘されたその他のメンバーについてもこれらに関する報告を行うべきこと、及びこのことを報告書の行動事項として記載することが要請された。本文書で指摘された他のメンバーとは以下のとおりである。
- COMTRADE データベースにおける輸出量が CDS の数字よりも大幅に低くなっているインドネシア及び南アフリカ
  - 一部の EU メンバー国から報告されている SBT 貿易に関して、EU

#### 議題項目 7. SBT に関する IUU 漁業のリスクを評価するための AIS データ研究

73. 議長は、SBT を含む潜在的 IUU 漁業活動のリスクの特定に資するため、Trygg Mat Tracking (TMT) が公海 ABNJ まぐろプロジェクトの資金を受けて、その他の関連情報と併せた AIS データ解析に取り組んでいるところであると述べた。
74. Trygg Mat Tracking は、試験的みなみまぐろ IUU リスク評価に関する文書 CCSBT-CC/1910/14 を発表した。本研究では、SBT に関する IUU のリスクが高いと考えられる船舶のオペレーションの特定を試みるべく、2017 年の AIS データに船舶の識別子及び船主情報、CCSBT 及びその他 RFMO の漁獲データを重ね合わせて使用した。主要な SBT 漁場において、CCSBT の許可はないものの他の関連 RFMO では許可を受けて稼働したまぐろはえ縄漁船 (ただし 1 隻を除く) における船籍、船主及び港の利用



状況のトレンドが特定された。特定したトレンドを見ると、より広範なまぐろはえ縄漁業の傾向を概ね反映しており、**SBT** 漁場と他のまぐろ類の漁場が相当程度重複していることを合わせて考えれば、本解析の結果から **SBT** の **IUU** リスクを外挿することには注意が必要である。しかしながら、本研究の結果は、船舶ごとの漁獲データ、船舶検査及び考え得る **SBT** の **IUU** リスクの分布をより良く理解するためのその他の情報ソースを用いてさらなる調査を重点化するための地理的位置、港及び船団に関する有益な洞察をもたらしている。

75. 会合は、本文書には有益な情報が含まれており、また結論の中にもいくつかの重要な結果があったことに留意した。**AIS** データには限界があり **VMS** データがより望ましいことが留意されたが、**VMS** データが利用可能でない場合には **AIS** データが有益となる可能性がある。
76. メンバーは、文書が提出される前にメンバーがコメントを行うことができるよう、外部機関からの文書をレビューするメカニズムがあれば有益と考えられることに合意した。
77. ピュー慈善財団は、2017 暦年に **CCSBT** 統計海区内で行われた運搬船の活動及び転載にかかる **AIS** データ及び公開情報を用いた比較解析について報告した文書 **CCSBT-CC/1910/Info01** 及び **CCSBT-CC/1910/Info02** を発表した。
78. 本報告は、**CCSBT** の転載計画が洋上でどのように運用されているのか、並びに **EC** がさらに調査を行うことを希望する可能性がある挙動についてメンバーがさらに深く理解することに資するための努力の一貫として作成された。**ICCAT** 及び **IOTC** の両機関から得られたオブザーバー報告書によれば、2017 年に運搬船と **LSTLV** との間で 90 件の **SBT** を含む転載が行われたことを示しているが、**Global Fishing Watch** とピュー慈善財団が行った解析ではさらに約 200 件の追加的な洋上での遭遇があったとの結論に至っており、これらには未報告の **SBT** 転載が含まれている可能性がある。また本報告では、2017 年に **CCSBT** 統計海区内で少なくとも 59 隻の **CCSBT** 非許可運搬船（しかし他の関連 **RFMO** では許可されている運搬船）が稼働したことを確認した。さらに本報告では、**SBT** の転載に関する公開情報がなく、このことが許可船舶リストの全体的な有用性を若干限定的なものとしていることを確認した。
79. ピュー慈善財団は、**SBT** は非常に価値が高いこと及びこの再建しつつある資源の公海における洋上転載が増加傾向にあることを踏まえ、**CC** に対し、モニタリングを増加させるとともに転載される漁獲物について当局がより良く追跡及び監査することができるようにし、もって **IUU** 活動の機会を削減することができるよう、現行の決議の改正を勧告すべきであるとした。
80. 会合は、本文書の情報は有益であるものの、**RFMO** による許可を受けておりかつ適切な規制に従っている船舶は区別する必要がある、関連する **RFMO** に対する登録がされておらず、**VMS** 又は **AIS** を有しておらず、又は転載オブザーバーが乗船していなかった船に焦点を絞るべきことに留

意した。また、餌又は補給品の受け渡しなど、漁船が転載を伴わずに運搬船と邂逅する合理的な理由があったことも留意された。

81. 一部のメンバーは、現行の枠組みが許可船舶に関して十分であることを確保するためのモニタリングツールとして全船舶をこうした解析に含めることは有益であったと指摘した。一部のメンバーは、規制当局に対する本文書の勧告は検討されるべきであり、関連するメンバーのプロセスの改善に資する可能性があるとした。
82. 会合は、費用対効果、他の RFMO との調和について検討すること、また AIS データを用いてこの種の解析を行う際に許可船舶に関する RFMO の事務負担を増大させないことが重要と考えられることに留意した。

## **議題項目 8. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告**

### **8.1. 遵守行動計画 (CAP) : 2021 年以降の CAP におけるリスクのレビュー及び予備的検討**

83. 事務局は、遵守リスクのレビュー及び 2021 年以降の遵守行動計画 (CAP) の予備的検討に関する文書 CCSBT-CC/1910/11 を発表した。本文書は、2021 年以降は 3 年間の CAP から 5 年間の CAP に移行するとの提案を含むものである。
84. 現行の 10 項目の遵守リスクのリストに関して、
  - 本会合からは、新たなリスク又は既存のリスクに対する修正は提案されなかった。
  - あるメンバーは、特定されたリスクの緩和又はより良い定量化のための CCSBT 及びメンバーによるフォローアップ行動 (本文書表 1 に示した概要のとおり) が限定的であったことに対する懸念を表明した。
85. 3 年間の CAP から 5 年間の CAP に移行する提案に関しては、
  - 遵守行動計画の重要性が強調された。
  - 会合は、常設議題項目の一部として毎年徹底的にレビューすること及びこれ故に「生きた文書」と見なすことを条件に、2021 年以降は 5 年間の CAP とすることを勧告した。
  - 会合は、別紙 8 のとおり、これに関連した CAP に対する修正案に合意した。
86. メンバー及びオブザーバーは、次期 CAP のプロジェクト行動事項に取り入れ得る分野について、以下のような多くの分野について検討及び提案を行った。
  - 関連 RFMO の許可を受けておらず、VMS を発信しておらず、転載要件を遵守しておらず、及び/又はあらゆる既知の管理及び報告プロセ

スの対象となっていない船舶に焦点を当てた、AIS 及びその他のデータを用いた IUU の検知

- 蓄養及び市場に関する勧告にかかるフォローアップ事項
- まぐろの種同定技術
- 非メンバーによる漁獲量の推定値の改善及び非メンバー漁獲量を最小化する方法
- 生態学的関連種・海鳥措置に関する教育及び実施の強化

87. 会合は、CC 15 において検討する遵守行動計画案の作成に向けて作業を行う休会期間中の電子メールグループを事務局がリードすることに合意した。メンバーに対しては、休会期間中に同グループへの参加者の指名が要請される予定である。

### 8.2. 品質保証レビュー (QAR)

88. 議長は、EU はまだ QAR に取り組んでいない唯一のメンバーであること、また EU は様々な理由から QAR を受けるべきでないと述べてきたこと (CCSBT 回章#2019/006) を述べた。また議長は、CC は本件並びに将来における QAR の必要性及び方向性 (例えばメンバーや制度又は措置を特定するなど、対象を絞った QAR を実施する可能性を含む) についても検討すべきであると述べた。
89. 会合は、EU に対する全面的な QAR は他メンバーに対するものと比較して高価になる可能性が高くそれは正当化されないことに留意したが、例えば机上レビューなど異なる形で QAR を実施することを検討した。
90. メンバーは、QAR の第 2 ラウンドに関するオプションについて検討し、ある特定の要素又は各メンバーごとの必要性に重点化すべきかどうかについて検討した。CCSBT パフォーマンス・レビューが 2021 年に予定されており、QAR の次のラウンドを開始する前に当該レビューの完了を待ったほうが良いと考えられることが留意された。
91. 会合は、CCSBT の遵守評価プロセスに関する電子メール作業グループの作業の一環として、休会期間中に QAR に関する議論を行っていくことに合意した。

### 8.3. CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート

92. TCWG 1 において、ニュージーランドは、ESC に対する年次報告書テンプレートの改正案を提示した。CC は、ESC に対して当該テンプレート改正案に関する検討を付託した。EC による検討に向けて勧告されたテンプレート案は別紙 9 のとおりである。
93. TCWG による要請を踏まえ、ニュージーランドは、同国が TCWG 1 において発表した CC/EC に対する年次報告書テンプレート改正案に微修正を行った。CC が合意した改正テンプレートは別紙 10 のとおりである。

#### 8.4. CCSBT とその他の機関との遵守関係のアップデート

94. 事務局は、他の組織及び機関、具体的には国際監視・管理・取締ネットワーク（IMCSN）、まぐろ遵守ネットワーク（TCN）、ICCAT、IOTC、WCPFC、フォーラム漁業機関（FFA）及び太平洋共同体（SPC）、並びに英国政府海洋管理機関（MMO）、PEW 慈善財団及びグローバル・フィッシング・ウォッチと CCSBT との遵守関係に関するアップデートを示した文書 CCSBT-CC/1910/12 を発表した。
95. 会合は、EC に対し、大型漁船の洋上転載のモニタリングに関する CCSBT と IOTC との間の基本合意書（LoU）を承認し、CCSBT 議長がこれに署名するよう勧告することに合意した。LoU は別紙 11 のとおりである。

#### 議題項目 9. オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクト

96. 事務局は、CCSBT のオンラインによるデータ提出／データアクセス設備の開発に関する進捗状況を示した文書 CCSBT-CC/1910/13 を発表した。本作業は計画通りに進められており、2019 年末までには月別漁獲報告及び権限を付与された確認者に関するコンポーネントが実装され、メンバーによる試行向けにアクセス可能とされる見込みである。2020 年の作業では、許可船舶のコンポーネント、自動リマインダーシステム及びクラウドへの移行に重点化する予定である。
97. 本文書は、会合により留意された。

#### 議題項目 10. 海鳥措置の実施の強化のための提案

98. バードライフは、CCSBT 漁業における生態学的関連種（海鳥）措置に関する教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案にかかる文書 CCSBT-CC/1910/14 に対するアップデートを説明した。本提案は、2019 年 5 月の ERSWG 会合に対して発表された提案のアウトラインについて、メンバーとの協議の下にさらに策定が進められたものである。本プロジェクトには、業界に対する教育及びアウトリーチ、モニタリングを強化するためのキャパシティ・ビルディング、行政官が船舶別に混獲緩和措置の遵守状況を自動的にモニタリングできるようにする自動システムの革新、及び全世界の海鳥混獲数の推定値のアップデートが含まれる。
99. 会合は、ERS 海鳥措置の教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案を承認し、EC に対して、本提案に合意するよう勧告した。提案は別紙 12 のとおりである。

100.本提案を具体的な資金獲得に向けた提案へとさらに策定するため、2020年も休会期間中の海鳥連絡グループが引き続き作業を行うことが合意された。

### 議題項目 11. 2020年の作業計画

101.CCは、2020年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年の継続的な任務については、2020年新規の事項以外は示していない。

活動	時期	リソース
遵守行動計画における2020年の行動事項を実施する	CC 15 まで	メンバー／事務局
中国漁船の SBT に関する疑義を惹起する状況に関して、IOTC を通じてオブザーバーとフォローアップを行う	2020 年 3 月	事務局
WCPFC との転載 MoC の運用に向けて、WCPFC との作業を継続する	可能な限り速やかに	事務局
SBT の漁獲量に関する ICCAT のデータを確認し、CC 15 への報告書に当該情報を含める	CC 15 まで	事務局
CCSBT-CC/1910/10 の 4 ページで報告されたデータの不調和について調査する	CC 15 まで	オーストラリア、 インドネシア、 南アフリカ、EU
南アフリカに対して、CDS 問題の解決に資する必要な支援を行う	必要に応じて	オーストラリア及び ニュージーランド
遺伝子による SBT の種同定技術の開発状況に関する情報が利用可能となった時点でこれを共有する	可能な限り速やかに	南アフリカ、 オーストラリア
全ての年次報告書が期限までに提出されるよう確保する	CC 15 の 4 週間前 まで	メンバー
適切な遵守評価ツール及びプロセス（QAR の活用を含む）のさらなる策定を検討するため、オーストラリアが休会期間中の連絡グループを招集する	CC 15 まで	オーストラリア／ その他のメンバー ／事務局
Trygg Matt Tracking は 2019 年 10 月 25 日までに事務局に対して Rev.1 文書を提出する	2019 年 10 月 25 日	Trygg Matt Tracking

活動	時期	リソース
新たな CAP を策定するための休会期間中の連絡グループを設立及び招集し、行動事項及びタイミングを提案するための作業（現行の遵守リスクの緩和及びより良い定量化に関する進捗状況の検討を含む）を行う	CC 15 まで	事務局、メンバー
転載を行っているメンバーは、次回の CC に対する年次報告書の中で、転載オブザーバーから報告された全ての不正行為及びこうした不正行為に対応するためにとられた措置に関する報告を行う	CC 15 まで	日本、韓国、台湾
オンラインによるデータ提出及びアクセスに関して 2020 年に予定されている作業に取り組む	CC 15 まで	事務局
資金獲得に向けたプロジェクト提案の策定を支援するため、海鳥に関する休会期間中の連絡グループの活動を継続する	CC 15 まで	メンバー、事務局、バードライフ
eCDS を進めること（資金を含む）に対する EC の決定を条件として、事務局は eCDS の開発を開始する	CC 15 まで	事務局、コンサルタント
CC 15 の暫定議題案に「作業計画上の事項の進捗状況のレビュー」を追加する	CC 15 の 100 日前まで	事務局、CC 議長

## 議題項目 12. その他の事項

102. 会合は、船舶が SBT に関する IUU 漁業又は漁業活動を行っていることを疑うに足る合理的な理由をメンバーが有している場合に当該情報を共有するためのプロセス及びフォーマットを示した CCSBT 遵守政策ガイドライン 4 (MCS 情報の収集及び共有) の改正に合意した。改正された政策は別紙 13 のとおりである。
103. 会合は、本政策には政策の見直しに関する条項が含まれていることに留意した。CC としては、情報共有を発動する事態が発生した際には、当該条項に従って新たな情報共有プロセスの運用をレビューすることが重要であると考えた。このことは、当該プロセスが効果的に機能すること及び委員会が自身の経験から学ぶことを確保する上で重要である。

## 議題項目 13. 拡大委員会に対する勧告

104. CC は、EC に対して以下を勧告した。
- (a) CC の 2020 年の作業計画案を承認すること。

- (b) EC は、CDS 決議改正案に何ら進捗がないことについて検討し、委員会として eCDS に移行することを望むかどうかについて決定すること。
- (c) EC は、遵守行動計画を現行の 3 年間の計画から 5 年間の計画（ただし毎年レビューを行う）とし、新たに 2021－2025 年の遵守行動計画を策定することに合意すること。
- (d) EC は、遵守行動計画の期間を 3 年から 5 年に変更したことを反映するため、遵守計画の微修正に合意すること。
- (e) 以下の改正に関して、
  - i. 新たな相互掲載規定を含む IUU 船舶リスト決議を採択すること。
  - ii. MCS 情報の収集及び共有に関する遵守政策ガイドラインを採択すること。
  - iii. CDS 決議における国産品の水揚げの定義を採択すること。
  - iv. 許可船舶決議を採択すること。
  - v. CC/EC 及び ESC に対する年次報告書テンプレートを採択すること。
- (f) EC は、IOTC との洋上転載に関する基本合意書を承認し、議長がこれに署名すること。
- (g) 米国、中国、モーリシャス及びナミビアに対して将来の遵守委員会会合への参加を招請すること、及び EC は休会期間中にこうした招待について検討することができるような委員会手続き規則の改正について検討すること。
- (h) EC は、ERS 海鳥措置に関する教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案に合意すること。

### 留意事項

CC は、EC に対し、以下の事項に留意するよう提案した。

- (i) 是正措置の適用を要するようなメンバーによる非遵守問題は確認されなかったこと。
- (j) CC は、必要な際に Trygg Mat Tracking のサービスを利用するための 20,000 豪ドルの臨時資金を引き続き支持すること。
- (k) CC は、IOTC の VMS 決議の強化に関して実施されている作業を待つべく、CCSBT の VMS 決議の強化に関する検討を先送りしたこと。
- (l) Trygg Mat Tracking 及びピュー慈善財団／Global Fishing Watch から CC に対して提出された文書。
- (m) CC は、メンバーが外部機関から文書が提出される前にコメントを付すことができるよう、外部機関から提出される文書をレビューするメカニズムを有することは有益と考えられると合意したこと。

- (n) オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクトは、時間的にも予算的にも予定通りに進んでいること。
- (o) 以下についてさらに進捗させるため、3つの休会期間中の電子的連絡グループが設置されたこと。
  - i. 遵守評価ツール及びプロセス
  - ii. 新たな遵守行動計画の策定（現行の遵守リスクの緩和及びより良い定量化に関する進捗状況の検討を含む）
  - iii. CCSBT 漁業における ERS 海鳥措置にかかる教育及び実施の強化

## **議題項目 14.  まとめ**

### **14.1.  会合報告書の採択**

105. 報告書が採択された。

### **14.2.  閉会**

106. 会合は 2019 年 10 月 12 日午後 12 時 30 分に閉会した。



## 別紙リスト

### 別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. ERSWG データ交換
5. みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
6. CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議の第 1 頁の改正
7. みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議
8. CCSBT 遵守計画
9. 拡大科学委員会に対する SBT 漁業の国別年次レビューテンプレート
10. 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート
11. 大型漁船の洋上転載のモニタリングに関する CCSBT 事務局と IOTC 事務局との間の基本合意書
12. CCSBT 漁業における生態学的関連種 (海鳥) 措置の教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案
13. MCS 情報の収集及び共有に関する遵守政策ガイドライン

参加者リスト  
第14回遵守委員会会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR</b>								
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
<b>MEMBERS</b>								
<b>AUSTRALIA</b>								
Melissa	BROWN	Ms	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 62716 359		melissa.brown@agriculture.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager	Australian SBT Fishery Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338		Matthew.daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia Ltd	61 (0) 419 840 299		austuna@bigpnd.com
<b>FISHING ENTITY OF TAIWAN</b>								
Ming-Fen	WU	Mr.	Senior Technical Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 23327 396	mingfen@msl.f.a.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 872	886 2 23327 396	minghui@msl.f.a.gov.tw
Ling-Ling	CHEN	Ms.	First Secretary	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	2 Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan	886 2 2348 2528	886 2 2361 7694	cllchen@mofa.gov.tw
Tsung-Yueh	TANG	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China	3F., No. 14, Wenzhou Street, Taipei, Taiwan (ROC)	886 2 2368 0889	886 2 2368 6418	tangty@ofdc.org.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>INDONESIA</b>								
Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Directorate General of Capture Fisheries, Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Mina Bahari II Lt. 14, Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia	62 361 72620	62 361 84974	fahmi.p4ksi@gmail.com
Riana	HANDAYANI	Ms	Head of Section for Fish Resources Governance in Indonesia EEZ and High Seas	Directorate General of Capture Fisheries, Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Mina Bahari II Lt. 14, Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	sdi.djpt@yahoo.com
<b>JAPAN</b>								
Yuki	MORITA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-3591-1086	81-3-3504-2649	yuki_morita470@maff.go.jp
Takatsugu	KUDOH	Mr	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-6744-2364	81-3-3504-2649	takatsugu_kudo250@maff.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu, Shizuoka 424-8633, Japan	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroyuki	IZUMI	Mr	Assistant Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>NEW ZEALAND</b>								
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Highly Migratory Species Manager	Fisheries New Zealand	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 4 819 4654		dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Fisheries New Zealand	Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022, New Zealand	64 9 820 7686	64 09 820 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Jo	LAMBIE	Ms	Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 4 894 0131		jo.lambie@mpi.govt.nz
Tania	CHIN	Ms	Senior Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160, New Zealand	64 4 439 8070		Tania.Chin@mfat.govt.nz
<b>REPUBLIC OF KOREA</b>								
Seoyoung	PARK	Ms	Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94, Dasom2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea	82 44 200 5339	82 44 200 5349	sy100422@korea.kr
Ilkang	NA	Mr	International Cooperation Specialist	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94, Dasom2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea	82 44 200 5377	82 44 200 5349	ikna@korea.kr
Bomi	KIM	Mrs	Senior Inspector	National Fishery Products Quality Management Service	8, Jungang-daero 30beon-gil, Jung-gu, Busan, Republic of Korea	82 10 8864 6639	81 51 602 6089	spring0606@korea.kr
Bongjun	CHOI	MR	Assistant Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	bj@kosfa.org
Ayoung	KIM	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	#601, 253 Hannurie-daero Sejong Self-governing City Republic of Korea	82 44 868 7832	82 44 486 8784	aykim@kofci.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>SOUTH AFRICA</b>								
Saasa	PHEEHA	Mr	Acting Chief Director: Marine Resources Management	Department of Agriculture, Forestry and Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa	27 21 402 3574		SaasaP@daff.gov.za
Mandisile	MQOQI	Mr	Acting Director:Off shore and High Seas Fisheries Management	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa	27 21 402 3342	27 86 661 9505	MandisileM@daff.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administration Officer	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa	27 21 402 3036		AphiweN@daff.gov.za
Vuyiseka	NTAKANA	Ms	Personal Assistant	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa	27 21 402 3563		VuyisekaS@daff.gov.za
Rendani	MUFAMADI	Ms	Senior Administration Clerk	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000	27 21 402 3366		RendaniM@daff.gov.za
Rabelani	NESAMVUNI	Ms	Intern	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000	27 21 402 3365		RabelaniN@daff.gov.za
<b>OBSERVERS</b>								
<b>BIRDLIFE INTERNATIONAL</b>								
Cleo	SMALL	Dr	Head of BirdLife International Marine Program	BirdLife International	RSPB, The Lodge, SG192DL, UK	44 1767 69358 6		cleo.small@rspb.org.uk
Yasuko	SUZUKI	Dr	Japan Marine Programme Officer	BirdLife International	Unizo Kakigara-cho Kitajima Bldg. 1F, 1-13-1 Nihonbashi Kakigara-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-0014 Japan	81 3 6206 2941		yasuko.suzuki@birdlife.org
Andrea	ANGEL	Dr	Albatross Task Force Leader	BirdLife South Africa	P.O. Box 7119, Roggebaai 8012, Cape Town, South Africa	27 21 419 7347		andrea.angel@birdlife.org.za

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
------------	-----------	-------	----------	--------------	----------------	-----	-----	-------

### PEW CHARITABLE TRUSTS

Glen	HOLMES	Dr	Officer, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	241 Adelaide St, Brisbane, Qld 4000, Australia	61 419 79153 2		gholmes@pewtrusts.org
Alyson	KAUFFMAN	Ms	Senior Associate, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	901 E Street, N.W., Washington, DC 20004 USA	1 202 54067 56		akauffman@pewtrusts.org

### TRYGG MAT TRACKING

Eleanor	PARTRIDGE	Ms	Analyst	Trygg Mat Tracking				epartridge@tm-tracking.org
---------	-----------	----	---------	-----------------------	--	--	--	----------------------------

### INTERPRETERS

Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

### CCSBT SECRETARIAT

Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org CMillar@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

**議題**  
**第 14 回遵守委員会会合**  
**2019 年 10 月 10-12 日**  
**南アフリカ、ケープタウン**

1. 開会
  - 1.1 開会の辞
  - 1.2 議題の採択
  - 1.3 会議運営上の説明
2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
  - 2.1 事務局からの報告
  - 2.2 メンバーからの年次報告
  - 2.3 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価
    - 2.3.1 メンバーの遵守状況
    - 2.3.2 是正措置政策の適用
3. 生態学的関連種作業部会（ERSWG）からの報告
4. 遵守専門作業部会（TCWG）からの報告
5. **CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート**
6. **CCSBT 遵守計画の実施状況**
  - 6.1 漁獲証明制度（CDS）
  - 6.2 船舶監視システム VMS（決議）
  - 6.3 IUU 船舶リスト決議：相互掲載規定
  - 6.4 公式の遵守評価プロセス案
  - 6.5 常設議題項目
7. **SBT に関する IUU 漁業のリスクを評価するための AIS データ研究**
8. **CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告**
  - 8.1 遵守行動計画 (CAP)：2021 年以降の CAP におけるリスクのレビュー及び予備的検討
  - 8.2 品質保証レビュー（QAR）
  - 8.3 CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート
  - 8.4 CCSBT とその他の機関との遵守関係のアップデート
9. オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクト
10. 海鳥措置の実施の強化のための提案
11. 2020 年の作業計画

**12. その他の事項**

**13. 拡大委員会に対する勧告**

**14. まとめ**

14.1. 会合報告書の採択

14.2. 閉会



文書リスト  
第 14 回遵守委員会会合

**(CCSBT-CC/1910/)**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1)  
(CC agenda item 2.1)
5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS (Rev.2) (CC agenda item 2.1)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT Measures (Rev.1) (CC agenda item 5)
7. (Secretariat) The IMO Ship Identification Number Scheme and Proposed Revisions to CCSBT's Authorised Vessel Resolution (CC agenda item 5)
8. (Secretariat) Information Gaps in the CCSBT's Current VMS Arrangements - Update (CC agenda item 6.2)
9. (Secretariat) Review of the Cross-Listing Provision in CCSBT's IUU Vessel List Resolution (CC agenda item 6.3)
10. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity & Trade/ Emerging Markets (CC agenda item 6.5)
11. (Secretariat) A Review of Compliance Risks and Preliminary Consideration of a Compliance Action Plan from 2021 Onwards (CC agenda item 8.1)
12. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations (CC agenda item 8.4)
13. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's On-line Data Submission/Data Access Facilities for Members (CC agenda item 9)
14. (Trygg Mat Tracking) Southern Bluefin Tuna IUU Risk Assessment (Rev.1)  
(CC agenda item 7)
15. (BirdLife International) Project proposal for enhancing education on and implementation of Ecologically Related Species seabird measures within CCSBT fisheries (CC agenda item 10)
16. (Australia) Considerations on a Compliance Assessment Process for the Commission (CC agenda item 6.4)

17. (Taiwan) In Respond to CCSBT-CC/1910/14(a) & 14(b) Submitted by TMT on Southern Bluefin Tuna IUU Risk Assessment: A Pilot Study Conducted for CCSBT (CC agenda item 7)
18. (Taiwan) In Respond to CCSBT-CC/1910/Info01 Submitted by PEW on Analysis of AIS Indicates Possible At-Sea Transfers of Southern Bluefin Tuna went Unreported in 2017 (CC agenda item 7)

**(CCSBT- CC/1910/BGD)**

1. (Secretariat) Information Gaps in the CCSBT's Current VMS Arrangements (*Previously* CCSBT-CC/1810/09) (CC Agenda item 6.2)

**(CCSBT-CC/1910/SBT Fisheries -)**

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)

**(CCSBT- CC/1910/Info)**

1. (Pew Charitable Trusts) Analysis of AIS Indicates Possible At-Sea Transfers of Southern Bluefin Tuna went Unreported in 2017 (CC Agenda item 5 and 7)
2. (Pew Charitable Trusts) A Comparative Analysis of Reported Carrier Vessel Activity and Transshipments in the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT) Statistical Areas in 2017 using AIS Data (CC Agenda item 5 and 7)

**(CCSBT-CC/1910/Rep)**

1. Report of the Twenty-Fourth Meeting of the Scientific Committee (September 2019)
  2. Report of The Thirteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (May 2019)
  3. Report of the Twenty-Fifth Annual Meeting of the Commission (October 2018)
  4. Report of the Thirteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2018)
  5. Report of the Twenty-Third Meeting of the Scientific Committee (September 2018)
  6. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)
  7. Report of the Twenty-Fourth Annual Meeting of the Commission (October 2017)
  8. Report of the Twelfth Meeting of the Compliance Committee (October 2017)
  9. Report of the Eleventh Meeting of the Compliance Committee (October 2016)
  10. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2016)
- 
- 

**(Documents to be discussed from the Technical Compliance Working Group)<sup>1</sup>**

**(CCSBT-TCWG/1910/)**

4. (Secretariat) Proposed Revised CCSBT Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution  
(CC agenda item 6.1)
  5. (Secretariat) Indicative Costs for an eCDS using the TUFMAN 2 Platform  
(CC agenda item 6.1)
  6. (Secretariat) Proposed Revision of the CCSBT Catch Documentation Scheme Resolution (2014)  
(CC agenda item 6.1)
  8. (New Zealand) Proposed changes to the template for the annual review report to the Compliance Committee and the Extended Commission  
(CC agenda item 8.3)
- 
- 

<sup>1</sup> Documents from the TCWG meeting which Members might wish to discuss at the Compliance Committee (CC) meeting. These documents will not be renumbered.

**(Documents to be discussed that have been submitted to CCSBT 26)<sup>2</sup>**

**(CCSBT-EC/1910/)**

8. Report from the Thirteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (CC agenda item 3)

---

<sup>2</sup> Documents submitted to the Extended Commission meeting that Members might wish to discuss at the Compliance Committee (CC) meeting. These documents will not be renumbered.

## ERSWG データ交換

(第19回委員会年次会合 (2012年10月1-4日) にて採択、  
第11回ERSWG会合 (2015年3月3-6日) において改正、  
第12回ERSWG会合 (2017年3月21-24日) における合意により改正、  
CCSBT 24 で合意されたデータの機密リスク区分を反映して修正、  
第13回ERSWG会合 (2019年5月28-31日) において改正  
及びCCSBT 26 会合においてさらに改正)

### はじめに

ERSWG データ交換は、以下の3つのセクションで構成されている。

1. 交換されるべきデータ
2. データ提供の頻度及びスケジュール
3. 機密保持

このデータ交換は、「一般的な」ERSWGのための情報共有を意図したものである。ERSWGは、随時評価を実施することが期待され、かかる評価は更に詳細な情報が必要となるが、CCSBTのメンバーは、原則として、ケースバイケースで、より詳細な情報にかかる評価を主体的に実施することを要請された者と共有しても構わないという意思を表明している。

## 1. 交換されるべきデータ

ERSWG 9は、このデータ交換に関する提案に基づき、拡大委員会に対して、3つの重要な勧告を行った。それらは、以下のとおり。

- ERS データ交換の目的のため、SBT 漁業は、SBT を対象とするか又は漁獲した<sup>1</sup>許可船舶<sup>2</sup>による操業にかかる全ての漁獲努力として定義される。ここで定義された完全な SBT 漁業に関するデータは、このデータ交換の一部として提供されるものとする。この定義に合致しない漁業に関するデータは、提供されるべきではない。
- データは、年別、四半期別及び5度区画別に提供されるべきである。
- 提供されるべき具体的なデータ項目は以下のとおり。
  - 国/漁業主体（2桁の国別コードを使用。例：“JP”）
  - 暦年
  - 四半期
  - 種（又は種群<sup>3</sup>）
  - 漁業種類（漁具と船団の組合せによって定義される—別紙A 参照）
  - 人によるオブザーバー／電子モニタリング
  - 階層（5度区画<sup>4</sup>）
  - 総努力量<sup>5</sup>
  - 総観察努力量<sup>6</sup>
  - 観察された捕獲の結果に関する以下3つのカテゴリによる区分（個体数）
    - 保持（死亡）
    - 投棄（死亡）
    - リリース（生存）
    - その他<sup>6</sup>
  - 特定の混獲緩和措置別観察努力量の割合

<sup>1</sup> 許可船舶とは、関連する暦年において CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶のことを指す。

<sup>2</sup> これを明確化すれば、このデータ交換に含まれる情報のみが SBT を対象としたか又は漁獲した操業から得られた情報であることが意図される。したがって、ある混獲船がその年に僅か1尾の SBT を漁獲した場合、交換される情報に含まれるのは、その1尾の SBT にかかる操業から得られた情報だけである。

<sup>3</sup> 情報は、実施可能な場合には、種（学名を含む）ごとに提供されるべきである。種ごとの報告ができない種（例：データ不足、高水準の作業が関係してくる）に関しては、分類学上の報告レベルは、最低限、表3に規定したものとすべきである。種に関する情報を提供するための理想的な方法は、アルファベット3文字による FAO 種コードを利用することであろう。もしこれが不可能な場合には、その種のコード及び早見表（種のコード、学名、一般名、科名等を含むもの）を提供すべきである。

<sup>4</sup> 5度区画の左上角の座標を提供すること。整数形式とし、南緯及び西経についてはマイナス記号で表現すること（例えば-120、-35）。

<sup>5</sup> はえ縄の場合は釣鈎数、まき網の場合は投網数。

<sup>6</sup> 保持（死亡）、投棄（死亡）及びリリース（生存）の各欄に当てはまらないその他全ての捕獲（例えば生存状況不明のリリース）

実際のデータ交換の際、上記のデータ項目は、別紙 A にある 2 つの表を利用して提供されることとなる。このようなデータ提出の方法によって、努力量情報に関連したダブルカウント及び起こり得る混乱を回避することになろう。

拡大科学委員会（ESC）における標準的な方法と整合的なものとするため、以下のとおり実施する。

- 直前に終了した暦年分のデータを提供する（例：2018 年のデータ交換では、2017 年暦年分のデータを提供することとなる）。
- データ交換には、過去の暦年データの全ての更新情報を含める（例：2018 年のデータ交換では、2016 年の修正データも含めることとなる）。

最初のデータ交換に関しては、次のとおり実施する。

- 2010 年及び 2011 年のデータは、全ての種について、2013 年 4 月 30 日までに提供される<sup>7</sup>。
- 2012 年のデータは、2013 年 7 月 31 日までに提供される。

最初のデータ交換の後の期間（恐らく 3 年間となるであろうが未定）において、メンバーは各自のデータの質の改善に向けて取り組むこととし、当該期間において改善された情報によって全ての提出データを修正することが可能である。このデータ改善のための期間が経過した後は、過去のデータを修正する場合には当該修正に関する説明を付さなければならない。

## 2. データ提供の頻度及びスケジュール

拡大科学委員会（ESC）における標準的な方法と整合的なものとするため、以下のとおり提案する。

- ERS データ交換は、毎年実施される。当該年に ERSWG 会合が開催されるか否かは問わない<sup>8</sup>。
- 必要となる ERS データは、7 月 31 日までに事務局に提出される。

---

<sup>7</sup> より長期的なタイムシリーズのデータを有するほうが有益かもしれないが、恐らく最初のデータ提出において問題が生じる可能性が高いので、かかる問題が解消されるまでは、最初のタイムシリーズは短期的なものにしておくことが賢明である。より長期的なタイムシリーズが必要であるか否かについては、最初のデータ提出後の ERSWG 会合において、議論することが可能であろう。

<sup>8</sup> CCSBT 管理方式の一部として必要となるデータに関して、ESC はこれが毎年提出されるべきであると決定している（ただし、このデータが必要なのは 3 年ごと）。これは必要なデータを提供する技術及び知見が確実に維持されるための決定であり、これによって、かかるデータが必要となった場合にそれをほとんど問題なく提供することができるだろう。これが ESC において成功している手法であることは証明済みであり、ERS データ交換においてもこれを同様に利用することが理に適っている。

### **3. 機密保持**

データは、「[CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則](#)」に従って処理され、「低リスク」として区分されることとなる。このことは、データは公開されることはないが、メンバー及びCNMに対しては特別の承認がなくとも利用可能とされ、CCSBTのデータCDに記録する又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲示することができることを意味する。これらのデータは、定められた条件の下に他のRFMOに対しても共有することができる。

すなわち、事務局は、ウェブサイトのプライベートエリアの特別セクション（「ERSWGデータ交換」と呼称される）に提出されたERSデータを保存し、メンバー及びCNMがここにアクセスすることが可能となる。



ERSWG データ交換にかかるデータ提供のための様式案

情報は、下記のとおり 2つの表に分けた形（例：2つの MS エクセルシート）で、電子的に提供されなければならない。2つの表のうち、共通部分は黄色にハイライトしてある。

表 1: 国、年、漁業、階層ごとの総漁獲・観察努力量

国／漁業主体 <sup>9</sup>	暦年	四半期	漁業種類		人による オブザー バー/ EM <sup>10</sup>	海域 <sup>11</sup>		総努力量及び 総観察努力量		混獲緩和措置を特定した観察努力量の割合								
			漁具 コード <sup>12</sup>	船団 コード <sup>13</sup>		経度	緯度	総漁獲 努力量 <sup>5</sup>	総観察 努力量 <sup>5</sup>	TP + NS <sup>14</sup>	TP + WB <sup>14</sup>	NS + WB <sup>14</sup>	TP + WB + NS <sup>14</sup>	TP <sup>14</sup>	NS <sup>14</sup>	WB <sup>14</sup>	NIL <sup>14</sup>	その他（必要に 応じて欄を 追加）

表 2: 国、年、漁業、階層ごとの各種の観察・推定捕獲/死亡数

国／ 漁業主体 <sup>9</sup>	暦年	四半期	漁業種類		人による オブザー バー/ EM <sup>10</sup>	海域 <sup>11</sup>		種コード (又は種群 コード) <sup>3</sup>	学名又は種群名	観察された捕獲 捕獲の結果(個体数)				
			漁具 コード <sup>12</sup>	船団 コード <sup>13</sup>		経度	緯度			保持 (死亡)	投棄 (死亡)	リリース (生存)	その他 <sup>15</sup>	

<sup>9</sup> 二桁の国別コードを使用のこと（例：AU、EU、ID、JP、KR、NZ、TW、ZA）。

<sup>10</sup> OBS=人によるオブザーバー、EM=電子モニタリングとしてコードを記入。ERSWGは、EMが10%のオブザーバーカバー率要件に置き換わるものであるとの合意はないこと、及びEMの結果を報告するというオプションはこのような含意の示唆を意図したものではなく、専ら報告されたデータのソースを明確化することを意図したものであることを認識した。

<sup>11</sup> 5度区画の左上角の座標を提供すること。整数形式とし、南緯及び西経についてはマイナス記号で表現すること（例えば-120、-35）

<sup>12</sup> CCSBTのCDS決議にある漁具コードを使用のこと（例：“LL”ははえ縄、“PS”はまき網、“TROL”はひき縄等）

<sup>13</sup> 多くのケースでは、単純な2桁の国別コードであり、その後国内船を意味する”D”が付く（例：AUD、IDD、JPD、KRD、NZD、TWD、ZAD、PHD）。一部のケースでは、最後の文字が異なる。例えば、ニュージーランドの用船船団については、“NZC”というコードになる。不明な場合には、事務局に連絡されたい。

<sup>14</sup> TP = トリポール、NS = 夜間投縄、WB = 荷重枝縄、NIL = 緩和措置の使用なし

<sup>15</sup> 保持（死亡）、投棄（死亡）及びリリース（生存）の欄に該当しないその他全ての捕獲（例えば生存状況不明のリリース）

表 3: 表 2 において報告すべき情報にかかる最低限の分類レベル（当該分類情報が利用可能なことが条件）<sup>16</sup>。

実行可能な場合には、情報は種レベルで提供すべきである。表 2 において、以下に掲げる種及び/又は種群の全てを報告する際は、データを適切に階層化すべきである。

種/種群	コメント
サメ	
ヨシキリザメ	
アオザメ	
ニシネズミザメ	
その他	
海亀	海亀の種数は少ないため（約 7 種）、各種について、階層ごとにデータを提出することが実施可能。
種ごとに記載	データは、種ごとに分けて提供すべきである。
海鳥	海鳥に関しては、種数が非常に多く、画像だけでは種を同定することが困難なことが多い。種ごとに海鳥データを報告することで、種の同定ミスを招くこともある。
大型アホウドリ類	ワタリアホウドリ、ゴウワタリアホウドリ、オークランドワタリアホウドリ、アンティポデスワタリアホウドリ、ミナミシロアホウドリ及びキタシロアホウドリを含む。
暗色アホウドリ類	ススイロアホウドリ及びハイイロアホウドリを含む。
その他のアホウドリ類	マユグロアホウドリ、キャンベルアホウドリ、ハイガンシラアホウドリ、ニシキバナアホウドリ、ヒガシキバナアホウドリ、ミナミニュージーランドアホウドリ、タスマニアアホウドリ、サルビンアホウドリ、チャタムアホウドリ及びオークランドハジロアホウドリを含む。
オオフルマカモメ類	ノドジロクロミズナギドリ、オオハイイロミズナギドリ、アカアシミズナギドリを含む。
その他の海鳥	トウゾクカモメを含む。

<sup>16</sup> 最低限の分類レベルは、将来の改善によって変更される（より種単位になる）。さらに、ERSWG は、リスク評価又は必要な専門知識を有する機関からの助言に基づき、具体的な種が報告されるべきであると勧告する可能性もある。

みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議  
(第 26 回委員会年次会合 (2019 年 10 月 17 日) において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議” (以下“原決議文”と言う) が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013 年に「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 (b) に従い、次のとおり合意する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
  - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
  - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
  - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船 (以下“漁船”又は“FVs”という) の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐろ

を漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、許可漁船の CCSBT の記録における以下の区分の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

- SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船(ただし木造船及びファイバーグラス船を除く)であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である全ての漁船
- 2021 年 1 月 1 日以降にあっては、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる木造船及びファイバーグラス船であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である漁船
- 2022 年 1 月 1 日以降にあっては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

4. 拡大委員会のメンバー (以下“メンバー”という) 及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド/IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称 (該当する場合)
- 以前の船籍国 (該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細 (該当する場合)
- 国際無線信号符字 (該当する場合)
- 船舶の形態、船体の全長、登録総トン数 (GRT)
- 所有者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

5. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

7. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 7 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して、検討の結果を報告する。遵守委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

9. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。
- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。
  - ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。
  - iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

10. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

11. パラグラフ 9 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

12. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

13. 拡大委員会がパラグラフ 9 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

14. 本決議によって、2014 年 10 月 16 日の第 21 回年次会合において採択された、“違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”は改正される。

## CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

### 第 1 頁の改正

(第 26 回委員会年次会合 (2019 年 10 月 17 日) において改正 ;  
2020 年 4 月 1 日より発効)

漁獲証明制度(CDS)の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

#### 1. 一般条項及び適用

- 1.1 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.2 メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC<sup>1</sup>) の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ<sup>2</sup>、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位<sup>3</sup>(即ち、頭、目、卵、内臓、尾)については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.3 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。

<sup>1</sup>用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

<sup>2</sup>用語「国産品の水揚げ」とは、当該 SBT の漁獲量が計上される国別配分量を有し、及び当該 SBT が記録される CDS 文書を発行するメンバー又は協力的非加盟国の CCSBT 許可漁船/運搬船により、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に SBT が水揚げされることをいう。

<sup>3</sup>この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が  
推測される船舶のリストの設立に関する決議  
(第 26 回委員会年次会合 (2019 年 10 月 17 日) において改正)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) に付属する拡大委員会は、

FAO 理事会が 2001 年 6 月 23 日に違法、無報告、無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画 (IPOA-IUU) を採択し、この計画が、違法、無報告、無規制 (IUU) 活動に関与した船舶の特定について、合意された手続きに従い、及び公正、透明かつ差別的でない方法が適用される必要があると規定していることを想起し、

拡大委員会が、2011 年 10 月の第 8 回年次会合において CCSBT 遵守計画を採択したことを想起し、

みなみまぐろ (SBT) の IUU 漁業活動が、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させている事実を懸念し、

関連する CCSBT の措置の下で旗国又は主体に適用されたその他の措置を侵害することなく、漁船に関する対策を適用することにより IUU 漁業の増加という課題に対処することを決意し、

この課題に対応するため、他の全てのまぐろ類漁業管理機関において行動が開始されていることを考慮し、

IUU 漁業活動を行っている漁船の問題に優先的に取り組む必要があることを認識し、

IUU 漁業を防止し、抑止し、根絶するための努力が、世界貿易機関 (WTO) 協定において設立された権利義務を含め、全ての関連する国際漁業条約を踏まえ、及びその他関連する国際法に基づき対処されなければならないことに留意し、

条約の目的の実現に悪影響を与え得る、CCSBT に加盟していないあらゆる国又は主体の国民、居住者又は漁船によるみなみまぐろ漁業活動の抑止のため、メンバーが国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力するよう求めている条約第 15 条第 4 項を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、以下のとおり合意する。



## SBT IUU 漁業活動の定義及び CCSBT IUU 船舶リスト

1. 拡大委員会は、毎年、年次会合において、条約及び実施されている CCSBT の措置の有効性を弱体化させる方法で SBT の漁業活動を行った船舶を特定することとされている。拡大委員会は、この決議（又はその後の改正）により設定された手続き及び基準に従い、そのような船舶のリスト（CCSBT の IUU 船舶リスト）を作成し、必要に応じて後年これを改正するものとする。
2. 毎年、プロセスの一環として、最初に、パラグラフ 4 に従ってメンバー/協力的非加盟国（CNM）から受領した情報、及び委員会手続規則の規則 6 (5) に基づく拡大委員会による同意がある場合には事務局長が利用できるその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により IUU 船舶リスト案が作成されるものとする。その後、遵守委員会（CC）は、当初の IUU 船舶リスト案及び当該リスト案に掲載された船舶に関して提供された全ての情報に基づき、暫定 IUU 船舶リスト案を採択するものとする。また、CC は、現行の CCSBT の IUU 船舶リスト案について検討するとともに、適切な場合には当該リストから船舶を削除するよう勧告できるものとする。最終的に、拡大委員会は、暫定 IUU 船舶リスト及び現行の CCSBT IUU 船舶リストを修正するための CC による全ての勧告の両方を考慮した上で、最終的な CCSBT IUU 船舶リストを採択するものとする。CCSBT IUU 船舶リストの定義は付属書 I のとおりである。
3. この決議の目的のため、特にメンバー又は CNM が以下のような船舶にかかる適切に文書化された証拠を提示した場合、当該船舶は SBT の IUU 漁業活動に関与したものと推測される。
  - a. SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない、又は；
  - b. SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った、又は；
  - c. CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した、又は；
  - d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は；
  - e. 沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなく SBT を漁獲した、又は；

- f. 転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した。

#### いわゆる SBT の IUU 漁業活動に関する情報

4. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。その際、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式（付属書Ⅱ）を用いるものとする。
5. 本リスト及び証拠は、特に、メンバー及び CNM により、以下に限らず全ての関連する情報源から収集された情報に基づくものとする。
  - a) 時々採択及び改正された CCSBT の関連決議；
  - b) 船舶検査に関するメンバー及び CNM による報告；
  - c) 実施中の CCSBT 保存管理措置に関するメンバー及び CNM による報告；
  - d) 国連食糧農業機関（FAO）データ、統計及び CDS 文書、及びその他国内又は国際的に検証可能な統計といった関連する貿易統計に基づいて得られた漁獲及び貿易情報；及び
  - e) 寄港国又は主体から及び/又は漁場において得られたその他全ての情報であって適切に文書化された情報。
6. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。船舶が IUU 船舶リスト案に掲載され、かつそれがメンバー又は CNM により提案されたものでない場合、事務局長は、可能な限り速やかに、関連する旗国又は主体に対して、このリストへの船舶の掲載について通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。

#### CCSBT の IUU 船舶リスト案

7. 事務局長は、パラグラフ 4 に従って受領した情報及び入手可能なその他全ての適切に文書化された情報に基づき、IUU 船舶リスト案を作成するものとする。このリストは、付属書Ⅲに準拠して作成されるものとする。事務局長は、このリストを、休会期間中の全ての改正を含む

現行の IUU 船舶リスト及び提供された全ての補助的な証拠とともに、全てのメンバー及び CNM、またこれらのリストに船舶が含まれている非協力的非加盟国 (NCNM) に対して、少なくとも CC 年次会合の 10 週間前までに通知するものとする。

8. 事務局長は、船舶の所有者に対し、IUU 船舶リスト案への掲載及び拡大委員会により採択された CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載の確定から生じる結果について通知するよう、旗国又は主体に要請するものとする。
9. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。
10. IUU 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、パラグラフ 20 の記載に沿って適切に文書化された情報 (リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの) を含め、何らかのコメントを通知するものとする。
11. パラグラフ 7 及び 10 に準拠して受領した情報に基づき、事務局長は、全てのメンバー及び CNM に対し、IUU 船舶リスト案及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストを、パラグラフ 10 に準拠して提出された全ての適切に文書化された情報とともに、CC 会合文書として CC 会合の 4 週間前までに回章するものとする。
12. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。事務局長は、CC 年次会合の直前に、提供された全ての証拠とともに当該情報を回章するものとする。

#### CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

13. CC は、毎年、IUU 船舶リスト案及び現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 7、11 及び 12 で言及された情報について検討するものとする。
14. CC は、旗国又は主体が以下について証明した場合、IUU 船舶リストから船舶を削除するものとする：
  - a) 当該船舶が、パラグラフ 3 に記載されたいかなる SBT の IUU 漁業活動にも参加していなかった、又は

- b) 問題になっている SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な行動（特に、起訴及び/又は適切な重度の制裁金の賦課など）がとられた。メンバー及び CNM は、それぞれの船籍を有する船舶による CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための全ての行動及び措置を報告しなければならない。

15. この検討を踏まえ、CC は以下を行うものとする：

- a) IUU 船舶リスト案及びパラグラフ 7、11 及び 12 に従って回章された証拠に関する検討を踏まえ、**付属書Ⅲ**に準拠し、暫定 IUU 船舶リストを採択する。暫定 IUU 船舶リストは、拡大委員会による承認を得るため、拡大委員会に対して提出されるものとする。
- b) 現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 10 及び 12 に従って回章された情報及び証拠の検討を踏まえ、CCSBT の現行 IUU 船舶リストから削除されるべき船舶がある場合には、これを拡大委員会に勧告する。

### CCSBT IUU 船舶リスト

- 16. 拡大委員会は、その年次会合において、暫定 IUU 船舶リストに掲載された船舶に関する適切に文書化された全ての新たな情報、及び上記パラグラフ 15 に従って行われた CCSBT の現行 IUU 船舶リストの改正にかかる全ての勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューするものとする。その後、拡大委員会は、CCSBT の新たな IUU 船舶リストを採択するものとする。
- 17. CCSBT の新たな IUU 船舶リストの採択に関して、CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、以下を要請される。
  - a) CCSBT の IUU 船舶リストへの船舶の掲載、及びパラグラフ 18 で言及されているように、CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。
  - b) これらの IUU 漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとること。また、この点においてとった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。
- 18. メンバー及び CNM は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNM が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。
  - a) 当該船舶にかかる一切の SBT 漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。

- b) 旗を掲げた漁船が、CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。
  - c) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
  - d) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
  - e) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。
  - f) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくは CNM が、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することが IUU 漁業にはつながらないと判断した場合を除く。
  - g) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT が、水揚げされ、蓄養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。
  - h) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT にかかる虚偽の CDS 文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及び CNM と交換すること。
19. 事務局長は、全ての適切な機密性要件に適合させつつ、CCSBT ウェブサイトへの掲載といった電子的な手段を通じて、CCSBT により採択された CCSBT の IUU 船舶リストを周知徹底するために必要なあらゆる措置をとるものとする。また、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、IUU 漁業を防止、抑止、根絶するための CCSBT とこれらの機関との協力の促進を目的として、CCSBT の IUU 船舶リストを通知するものとする。

## CCSBT の IUU 船舶リストからの削除

20. CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 又は NCNM は、遵守委員会を通じて、又は休会期間中のいつ何時でも以下を証明する適切に文書化された情報を事務局長に提出することにより、リストからの船舶の削除を要請することができる。
- a) 当該船舶に全ての CCSBT 保存管理措置を遵守させる措置が導入されている。
  - b) 当該船舶、特に当該船舶による SBT 漁業活動のモニタリング及び管理に関する責任を有効に果たし続ける責務を負う。
  - c) 以下のうち 1 つ以上。
    - i) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶により行われた SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な措置（起訴又は適切な重度の制裁金の賦課等）がとられている。
    - ii) 当該船舶の所有者が変更され、新所有者が、旧所有者と法的、金銭的に又は当該船舶の所有権又はこれの管理権の行使について何ら関係がないこと、及び新所有者が SBT の IUU 漁業活動に関与していないことを証明できる。
    - iii) SBT の IUU 漁業活動を行った船舶に関する件について、最初に当該船舶のリスト掲載を提起したメンバー/CNM 及び関連する旗国又は主体が納得して解決される。
21. パラグラフ 20 に従って受領した情報に基づき、CCSBT の事務局長は、削除要請の通知から 15 日以内に、各メンバーに対して、全ての補助的な情報とともに当該削除要請を電子的に通知するものとする。
22. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、パラグラフ 21 に記載された事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBT IUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。  
船舶の削除要請にかかる休会期間中の全ての決定は、みなみまぐろ保存委員会手続き規則の規則 6(5)に従って決定されるものとし、返答がない場合は要請を支持したものと見なされる。
23. 事務局長は、全てのメンバー及び CNM 及び CCSBT の IUU 船舶リストから船舶の削除を要請した全ての NCNM に対し、決定の結果を連絡するものとする。

24. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの船舶の削除に合意する場合、事務局長は、CCSBT のウェブサイト上で公開されている CCSBT の IUU 船舶リストから関連する船舶を削除するために必要な措置をとるものとする。さらに、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、当該船舶の削除の決定を通知するものとする。
25. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの削除要請に合意しない場合、当該船舶は、遵守委員会におけるさらなる検討に付されるものとし、事務局長は、メンバー、CNM 及び削除要請を行った全ての NCNM に対してその旨情報提供するものとする。

#### その他の特定機関との IUU 船舶の相互掲載に関する手続き

26. CCSBT 事務局長は、特に以下の機関における最新の IUU 船舶リスト、及びリストの採択又は改正に関するその他の関連情報（同機関が最初のリスト掲載機関であるかどうかを含む）を適時的に入手することができるよう、これら機関の事務局と適切な連絡を保つものとする：全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）、南東大西洋漁業機関（SEAFO）、南インド洋漁業協定（SIOFA）及び南太平洋漁業管理機関（SPRFMO）。
27. パラグラフ 26 に規定された機関によりリストに掲載された IUU 船舶については、パラグラフ 28 から 32 までに規定された手続きに従うことを条件に、CCSBT IUU 船舶リストに追加又は削除することができる。
28. パラグラフ 26 に基づく情報を受領した場合であって、ある機関の IUU 船舶リストに船舶が追加され、かつ当該機関が最初のリスト掲載機関である場合、CCSBT 事務局長は、CCSBT IUU 船舶リストの改正を目的として、関連情報<sup>1</sup>を全メンバーに対して速やかに回章するものとする。
29. パラグラフ 26 に規定された機関の IUU 船舶リストに掲載された船舶であって、かつ当該機関が最初のリスト掲載機関である場合は、いずれかのメンバーが事務局長からの通達の日付から 30 日以内に書面で当該船舶のリスト掲載に反対しない限り、当該船舶は CCSBT IUU 船舶リストに掲載される。リスト掲載に反対するメンバーは、反対の理由を説明するものとする。

---

<sup>1</sup> 「関連情報」とは、最初の相互掲載機関の IUU 船舶リストの中で CCSBT に対して提供される全ての船舶情報（例えば船名、旗、IMO ナンバー、コールサイン、所有者、操業者及び可能な場合は IUU 活動の概要）をいう。

30. パラグラフ 29 に従ってリスト掲載への反対が行われた場合、当該件は、遵守委員会による精査のため、同委員会の次回会合に提出されるものとする。遵守委員会は、拡大委員会に対し、IUU 船舶リストに関連船舶を掲載するかどうかに関する勧告を行うものとする。
31. パラグラフ 28 から 30 に規定された相互掲載手続きの下に CCSBT IUU 船舶リストに掲載された船舶であって、その後にパラグラフ 26 に規定された最初のリスト掲載機関の IUU 船舶リストから削除された船舶は、CCSBT IUU 船舶リストから削除されるものとする。当該船舶の CCSBT IUU 船舶リストからの削除が発効する日付は、メンバーに対して当該削除を通知する CCSBT 事務局からの回章の日付となる。
32. パラグラフ 29 から 31 までの規定に従って CCSBT IUU 船舶リストへの船舶の追加又は削除が行われた場合、CCSBT 事務局長は、全てのメンバーに対し、改正された CCSBT IUU 船舶リストを速やかに回章するものとする。

#### 貿易措置/制裁

33. メンバー及び CNM は、旗国又は主体及び沿岸国又は主体の適当な WTO 上の義務を含む国際法に合致した適切な措置をとる権利を侵害することなく、パラグラフ 7 及び 15 に基づき一時的に IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リスト案に掲載された船舶、又はパラグラフ 14 又は 16 又は 22 から 26 又は 31 に基づき IUU 船舶リスト案、暫定 IUU 船舶リスト案又は現行の IUU 船舶リストから既に削除された船舶に対し、そうした船舶が SBT の IUU 漁業活動に関与していたことを理由に、一方的な貿易措置又はその他の制裁措置をとってはならない。



## 付属書 I : CCSBT の IUU 船舶リストの定義

全ての CCSBT の IUU 船舶リストの様式は、**付属書 III**に従わなければならない。

### CCSBT の IUU 船舶リスト案

このリストは、パラグラフ 7 に従い、また、メンバー及び CNM から、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式 (**付属書 II**) により提出された情報及び当年及び/又は前年中に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶に関するその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により作成される。その後、このリストは、遵守委員会により毎年精査される。

### CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

このリストは、IUU 船舶リスト案から作成される。

このリストは、遵守委員会が IUU 船舶リスト案の検討を完了し、関連する証拠が回章され、及びリスト案に対する全ての適切な改正が行われた時に作成される。

### 現行の CCSBT の IUU 船舶リスト

このリストは、合意された暫定 IUU 船舶リストと、現行の CCSBT の IUU 船舶リストを組み合わせられた検討により作成される。

拡大委員会は、その年次会合において、暫定リストに掲載されている船舶に関する全ての新たな適切に文書化された情報、及び CC により作成された現行の CCSBT の IUU 船舶リストにかかる全ての修正勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューする。このプロセスは、拡大委員会により合意及び採択された CCSBT の IUU 船舶リストを、現行の CCSBT の IUU 船舶リストとするためのものである。

現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、パラグラフ 26 から 32 に基づく他の特定機関 (パラグラフ 26 を参照) との相互掲載による追加及び/又は削除、又はパラグラフ 20 から 25 に基づくメンバー/CNM/NCNM からの要請を通じて、休会期間中に改正され得る。

## 付属書Ⅱ：SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式

### 1. 船舶の詳細

- a 現在の船名（もしあれば、旧船名）
- b 現在の旗（もしあれば、旧旗）
- c 最初に CCSBT の IUU 船舶リストに掲載された日付（該当する場合）
- d ロイド、IMO 及び UVI 番号（可能な場合）
- e 写真（もしあれば）
- f コールサイン（もしあれば、旧コールサイン）
- g 所有者/受益権所有者（もしあれば、旧所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- h 操業者（もしあれば、旧操業者）
- i 船長/漁労長の氏名及び国籍
- j SBT の IUU 漁業活動が疑われる日付
- k SBT の IUU 漁業活動が疑われる位置（可能な限り正確に特定）<sup>2</sup>（可能な場合）
- l SBT の IUU 活動の疑いの概要（詳細はセクション 2 を参照）
- m SBT の IUU 漁業活動に関して実施されたと考えられる全ての措置の概要
- n 実施された措置の結果

---

<sup>2</sup>緯度/経度、地理的な位置の名称及び/又は CCSBT 統計海区番号等が考えられる。

## 2. CCSBT 決議事項違反の詳細

決議のパラグラフ 3 の各事項について、これに違反した場合は「X」を記入し、日付、位置及び情報源といった詳細情報を提供する。追加情報は、必要に応じて別紙として提供できる。また、セクション 3 の下に列記できる。

参照 パラ	SBT の IUU 漁業活動	記載
3a	SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない	
3b	SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った	
3c	CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した	
3d	CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は	
3e	沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなく SBT を漁獲した	
3f	転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した	

## 3. 関連書類

関連する添付書類（乗船報告書、裁判記録及び写真等）をここに列記すること。

**付属書Ⅲ：全ての CCSBT の IUU 船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報**

案、暫定及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、可能であれば、以下の詳細を含むものとする。

- i) 船舶の名称及びもしあれば旧名称
- ii) 船舶の旗及びもしあれば旧旗
- iii) 船舶の所有者及びもしあれば旧所有者（受益権所有者を含む）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- iv) 船舶の操業者及びもしあれば旧操業者
- v) 船舶のコールサイン及びもしあれば旧コールサイン
- vi) 可能な場合、ロイド/IMO 及び UVI 番号
- vii) 可能な場合、船舶の写真
- viii) 当該船舶が最初に CCSBT の IUU 船舶リストに掲載された日付
- ix) 当該船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要及び全ての関連する補助文書及び証拠（相互掲載された船舶については、「[機関名]からの相互掲載」として限定的に記録することが考えられる。[機関名]は、当該船舶を最初にリスト掲載した機関<sup>3</sup>の名称である。）
- x) もしあれば、当該船舶のすべての関連する現認の日付及び位置
- xi) 当該船舶により行われた CCSBT 保存管理措置に違反する全ての関連活動の概要（もしあれば）

---

<sup>3</sup> CCSBT が相互掲載を行うことができる機関のリストについてはパラグラフ 26 を参照

## CCSBT 遵守計画

(第26回委員会年次会合 (2019年10月17日) 改正)

### 目的

遵守計画は、2015年10月に承認された CCSBT 戦略計画を支持する。遵守計画は、特にカテゴリーCに関するビジョンを支持する。

「メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、  
その決定を実施する。」

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、それらの CCSBT 保存管理措置に対する遵守を向上させ、将来的にその完全遵守を達成させる枠組みを示すことである。

遵守計画は、優先的な遵守リスクに取り組むための「5年間の行動計画」を含んでいる。当該行動計画は、少なくとも5年に一度レビューされ、追認されるか又は更新される。したがって、行動計画は、「生きた」文書であり、重点項目は時間とともに変更される。

この文書において、メンバーには、拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれ、全ての委員会には拡大委員会 (EC) も含まれる。

### 構成

この計画は、以下に掲げる5つのパートから構成されている。

1. ゴール及び戦略
2. 遵守に関する原則
3. 役割及び責任
4. 計画実施及びレビュー
5. 5年間の行動計画 (別添1)

## パート 1：ゴール及び戦略

### ゴール

CCSBT 戦略計画は、メンバーによる参加及び実施に関連する 4 つのゴールを特定している（カテゴリー C）。

- **監視、管理及び取締り（ゴール 8）**

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼働する

- **メンバーの義務（ゴール 9）**

全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する

- **途上国支援（ゴール 10）**

途上国が委員会の管理措置及び他の要件を遵守することができる

- **CCSBT への参加（ゴール 11）**

SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関（REIO）及び主体を委員会に参加させるとともに、SBT の管理に協力させる。寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう要請する。

### 戦略

戦略は、これらのゴールを達成するために提案される手段であり、それぞれのゴールに対応した番号を付している。

下記の戦略は、CCSBT 戦略計画において規定された戦略に基づいている（日本語版 16-17 ページ）。一部の戦略については、タイトルに修正を加えており、記述も詳しくしている。戦略 8.4 は、非メンバーの IUU 漁業の監視を明示的に網羅できるよう拡大している。

#### 8.1 合意された MCS 措置をメンバーが実行する

遵守委員会は、メンバーによる CCSBT 保存管理措置の実施を監視する。これには、保存管理措置の包括的なリストの維持、及び当該措置に基づくメンバーの義務に対する各メンバーからの定期報告も含まれる。メンバーからの報告書は、遵守委員会によって分析され、メンバーは当該報告書に関する質問及びフィードバックを受ける。また、独立的な監査が実施される（戦略 9.1 を参照）。

遵守委員会は、既存の遵守政策を引き続き策定<sup>1</sup>し、そして定期的にこれをレビューする。かかる政策は、例えば文書「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」のように、メンバーの義務及び関連する履行要件を明記するものである。遵守政策は、委員会の合意によって採択される。

---

<sup>1</sup> 遵守政策ガイドラインとしては、最低履行要件（CPG1）、是正措置（CPG3）及び情報収集及び共有（CPG4）に関するものが策定されている。

## 8.2 遵守計画の実施

新たに発生した遵守リスクに対応するため、又は効果のない若しくは効率の悪い措置の代わりとするため、新規の措置が必要となる可能性がある。遵守委員会は、委員会に勧告する措置や義務を策定する際は、リスク管理の手法を採用する。これには、以下に掲げるものが含まれる。

- a) 委員会の目標を達成するため、追加的な MCS 措置及び／又は合意された MCS 措置の改善の必要性について評価する
- b) 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置及びこれらの措置の実施プロセスの間のギャップを特定する

保存管理措置の変更又は追加に関する勧告には、履行要件も含まれる。

## 8.3 メンバーの遵守強化

漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養、貿易等）における十分な遵守を確保すべく、メンバーの取組を引き続き強化する。

遵守委員会は、メンバーが効果的な MCS 制度及び費用対効果の高い遵守業務の遂行を計画及び実施するのを支援するための政策及びガイドラインを引き続き策定する。かかる政策及びガイドラインは、メンバーの義務に基づくものとし、義務を遂行しないリスクを回避、改善又は緩和するための最善の方法に焦点を合わせるものとする。

この戦略の一環として、FAO 寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規制を踏まえ、寄港国による検査に関する決議をレビューする必要がある。

## 8.4 SBT 市場の拡大の監視

委員会及びメンバーは、非協力的非加盟国（CNSM）による SBT の漁獲量／死亡量、及び／又はそれらの SBT 市場の拡大を積極的に監視する。これには、MCS 活動を通じたモニタリング及び SBT に関する貿易データの定期的なレビューも含まれる。

CCSBT の義務に反する全ての SBT 漁業を支援する非メンバー及び寄港国は、CCSBT の措置に協力するよう要請される。IUU SBT 漁業への対抗措置が実施され、これには国際法と統合的な貿易及び市場措置の適用が含まれる。

## 8.5 遵守に関するデータの交換

遵守委員会は、MCS に関する情報を、メンバー間で、及び必要に応じて寄港国、市場国及び沿岸国と、交換及び共有することを促進するための政策及び規則を引き続きレビューする。これには、必要となるデータの機密性に関する規則のレビューも含まれる。

遵守委員会は、メンバー、その他の関係団体（寄港国、市場国、沿岸国、他の地域漁業管理期間（RFMO）及び NGO 等）、及び一般の者との間の情報共有を促進す

る。これには、情報共有を障害するものの除去、情報共有の経費を圧縮するための制度の設立、及び委員会の情報へのオープンアクセスを最大化する政策の採択、に積極的に取り組むことが含まれる。

## 8.6 事務局による MCS 業務

事務局は、遵守委員会に対して、遵守政策及びプロセスに関する助言を提供し、共有される遵守業務の指定及び発注を支援する。

これには、以下の事項が含まれる。

- a) 提出された MCS データを分析を実施し、かかるデータの傾向を毎年報告する
- b) 事務局に提出されたデータに基づき、既存の MCS 措置の有効性を評価する
- c) CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する
- d) 遵守制度及び計画（例えば、漁獲証明制度及び報告）の管理

事務局は、予算上の決定に応じて、委員会に対して MCS に関する業務を提供することができるが、これは費用対効果が高く、かつ事務局の中心的な任務である委員会へのサポート、委員会運営の円滑化及び委員会に関する情報の管理を阻害しない形で実施することが可能な場合とする。かかる業務は、専任職員又は業務契約を通じて実施することができる。

## 8.7 調査及び開発

遵守委員会は、MCS 制度の実施を促進するべく、新しい技術及び手法に関する調査の開始を勧告する。有望な技術については、試験的に実施し、その実用性及び費用対効果について評価する。当該試験のための負担割合は、遵守に関するリスク及び便益に基づくものでなければならない。試験のための資金拠出については、技術及びその適用に応じて、メンバーが個別に又は協力して行うことができる。

### 9.1 メンバーの MCS 制度及びプロセスの監査

保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守に対して、定期的に監査が行われる。

遵守委員会は、メンバーに対して、当該メンバーの SBT に関連する MCS 制度に対して独立的に監査が行われるよう要請する。かかる監査は、メンバーが遵守政策ガイドライン 1—最低履行要件（MPR）により定義された CCSBT における義務を遂行するために実施している制度及びプロセスに焦点を合わせる。監査報告書は、全てのメンバーに公表される。かかる監査の目的は、メンバーに対して、当該メンバーの MCS 制度の妥当性を保証するものであり、また改善分野を特定し、そして委員会に対して当該メンバーは自らの義務を果たしていることを保証するものである。



## 9.2 是正措置及び改善

遵守委員会は、CCSBT 規則への違反に対して CCSBT 是正措置政策を適用し、及び CCSBT の義務の遵守を促進するためのインセンティブを定める。

メンバーが主要な保存管理措置及び義務（特に漁獲管理措置及び MCS 措置）を遵守していないことについて、これを信じるに足る合理的な理由があった場合には、遵守委員会は、調査を行うよう勧告する。調査結果は、委員会によって検討される。

## 10.1 発展途上国であるメンバー、及び適当な場合は非メンバーによる委員会の要件の遵守への支援

遵守委員会は、委員会がメンバーに技術及び資金を提供し、当該メンバーが自らの義務を遂行するために漁業 MCS 制度の開発及び実施を行うのを支援するよう勧告する。支援には、以下に掲げる項目を含めることができる。

- 教育、訓練及び特別業務
- 技術コンサルタント
- 業務の共有
- 財政支援

遵守委員会は、途上国のメンバーと共に作業を行い、以下の事項を実施する。

- a) 途上国による CCSBT の義務の遂行を確保するためには、いかなる分野に対する支援が有益であるか特定する
- b) 支援の提供方法について特定する（例：技術向上、派遣、ワークショップなど）
- c) 途上国が委員会の要件を実施するのを支援する計画を策定及び実施する

## 11.1 包括的な協力

CCSBT の管理措置の広範な実施を促進するため、遵守委員会は、

- a) NCNM によるあらゆる漁獲量／死亡量を特定し、関連する主体に対して協力を求めるよう勧告する。
- b) 運搬船の旗国であって SBT の漁獲は行っていない国といったより幅広い当事者による参加及び／又は協力を得るための方法について調査し、これを勧告する。
- c) SBT に関係する重要な寄港国、市場国又は沿岸国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定する。このような国は委員会に通報され、委員会はかかる国々に対して CCSBT の管理措置への協力を要請するかどうかについて検討する。

## パート 2：遵守に関する原則

この計画を実施する際には、以下に掲げる原則が決定のための指針となる。

**遵守要請：**メンバーは、効果的な遵守制度の実施を通じて、CCSBT の義務を遵守するよう要請されなければならない。

**抑止策：**IUU 漁業を発見し、処罰するための効果的な抑止策が用いられなければならない。

**責任：**メンバーは、世間に対して、自身の CCSBT 上の義務を果たしていることの説明責任を有しなければならない。

**公開及び透明性：**

- a) 遵守に関する情報が、全てのメンバーによって利用可能な状態でなければならない。
- b) 全てのメンバーが議論に参加しなければならない。
- c) 全ての遵守報告書は、可能な限り直ちに公表されなければならない（ただし、CCSBT 手続規則の規則 10 に従うことを条件とする）。

**協力及び共同活動：**メンバーは、共同活動等を通じて協力し、効果的な監視を推進し、かつ遵守のレベルを向上させなければならない。

**インセンティブ：**前向きなインセンティブによって、メンバーによる遵守制度の監視及び改善が奨励されなければならない。

**効率性：**遵守義務は、費用対効果があるものでなければならず、メンバーに対して不当な経費を負担させてはならない。

**リスク管理：**保存管理措置並びにそれを支援する制度及びプロセスの変更又は追加の決定を行う際には、リスク管理の手法が適用されなければならない。

## パート3：役割及び責任

### メンバー

- 委員会の政策、企画及び保存管理措置の策定に関連する意思決定プロセスに積極的に参加する。
- 義務を遂行し、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を実施し、そして自国の船籍を持つ船舶及び許可蓄養場がメンバーの規則<sup>2</sup>に従うことを確保する。
- 遵守委員会に対して、措置及び義務の実施状況、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野を報告する。
- 発見された全ての重大な非遵守及び実施された改善措置について報告する。
- 委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

### 委員会

- 遵守計画及び「5年間の行動計画」を承認する。
- 全ての是正措置及び改善措置を決定する。
- 遵守委員会からの勧告を検討し、最終決定を下す。

### 遵守委員会

- 政策に関する枠組、ガイドライン及び技術的支援を勧告し、メンバーによる CCSBT 措置の効果的かつ一貫した実施を促進する。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 年次遵守リスク評価を実施する。
- 遵守に関するリスクの特定に基づき、「5年間の行動計画」（別添1）をレビューし、更新を勧告する。
- 遵守リスクに対応するべく、CCSBT の義務の追加又はその修正を勧告する。
- 監査報告をレビューし、遵守に関する監査を勧告する。
- 疑義のある重大な非遵守に対する調査を勧告し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について勧告する。

### 事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的であり、全てのメンバーを含む形であり、かつ透明性がある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を支援する。
- 遵守委員会のための総括及び不調和報告書を作成する。
- 遵守委員会に対して、遵守/MCS に関する政策、計画、ガイドライン及び業務についての助言を行う。

---

<sup>2</sup> 「規則」には、法令、許認可の条件を含む。

## パート 4：計画の実施及びレビュー

### 実施責任

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、この計画の実施運用についての責任を有し、これには、以下の事項が含まれる。

- 年次遵守リスクレビュー
- 「5年間の行動計画」の5年に一度のレビュー及び更新

遵守委員会は、委員会によって検討され決定されるよう、行動計画、新しい義務、政策、その他の行動に関する勧告を行う。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに遵守政策に関する助言を行う。

### レビュー

CCSBT 戦略計画がレビューされた場合には、委員会は直ちに遵守計画をレビューする。「5年間の行動計画」（別添 1）は、遵守委員会によって少なくとも5年に一度レビューされる。

## 別添 1. 3年間の行動計画（2018 - 2020 年）

この計画は、2018－2020年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。

CC 11は、過去に特定された遵守リスクのレビューを行い、2018 - 20年の遵守行動計画（CAP）を策定する際に考慮されるべき改定遵守リスクリストを以下のとおり策定した。掲げられたリスクの順序に特別な意味はない。

- 1) CDSの非遵守又は不完全な実施
- 2) CCSBTの合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
- 3) SBT死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対するSBT死亡量（遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量）の不完全な計上
- 4) 転載（港内及び洋上の両方）に伴うリスク（製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する（SBTの種同定を含む）転載オブザーバーにかかる制約を含む）
- 5) 別魚種（SBT以外の魚種）として水揚げされるSBT
- 6) 非協力的非加盟国（NCNM）によるSBTの漁獲
- 7) CCSBTのCDS文書の提出に協力しないSBT市場の拡大
- 8) SBT以外の種（海鳥を含む）の混獲にかかる不完全又は不正確な報告
- 9) 機密上の制約及び／又は関連するデータ交換／協力協定がないことによる、一部のRFMOとの関連する遵守情報の相互共有にかかる限定的な能力
- 10) 法的拘束力のある及び勧告されているERS措置に関する船団の遵守状況にかかる限定的な情報

表 1 では、プロジェクト行動事項を列記している。次ページ以降の表 1 中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

表 2 では、継続的な維持管理行動事項を列記している。

表 1 : CAPプロジェクト行動事項

ゴール8 - 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.2 MCS 戦略を 策定し実行する	1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。	メンバー	継続		
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務)	2	遵守計画のレビューを行う。	メンバー/ 事務局			
	3a	CDS 決議に関して、 a) CDS 決議改正案 (2016 年) における未解決の課題について、2018 年の休会期間中に引き続き対応していくことが合意された。これらの課題が解決されなかった場合は、2016 年の決議改正案を否決するかどうかについて検討するとともに、合意済みの修正部分 (及び/又は追加的な提案) を特定し、これを新たな CDS 決議改正案に取り入れるかどうかについて決定する。	メンバー			
	3b	b) 既存の制度のレビューを行いつつ、CDS 決議に関する将来的な作業の優先順位、特に CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をどのように計画するのか、及び導入開始の時期について決定し、これを文書化する。	メンバー			

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き)						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務) (続き)	4a	VMS 情報に関して、 a) 既存の CCSBT 保存管理措置を強化するために必要となる CCSBT の VMS 取決めの強化にあたり、例えば操業データ (CDS 及び転載データを含む) に対して VMS データを突き合わせる能力など、情報のギャップがある分野を特定する。	メンバー/ 事務局			
	4b	b) 上記 a) により特定された情報のギャップに対応するためにメンバーの VMS データが利用可能となるよう適切な VMS 取決めを決定し、これを導入するとともに、CCSBT の VMS 決議のレビューを行い、適切にこれを改正する。	メンバー/ 事務局			
	5a	以下の CCSBT 決議について、適当な場合はこれのレビューを行い、改正する。 a) 港内検査の最低基準に関する決議	メンバー/ 事務局			
	5b	b) CCSBT の IUU 船舶リスト決議 (特に、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類 RFMO/関連する機関との相互掲載の実施を促進するための相互掲載規定)	メンバー/ 事務局			
	6	海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリングのオプション (港内検査の実施時を含む (メンバー)、及び転載監視計画の一環として (事務局)) を検討する。	メンバー/ 事務局			

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き) 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.5 遵守に関するデータの交換	7	CCSBT の MCS に関する情報収集及び共有政策 (遵守政策ガイドライン 4) に、IUU 漁業の特定に資する利用可能な情報/機密情報を適時的かつ安全な形で事務局及び/又はメンバーと共有することができる効果的なプロセスが含まれるよう確保するため、これをレビューする。	メンバー/ 事務局			
8.7 調査及び開発	8	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT (特に一次処理されたもの) を同定するのを支援するための新技術及びツール (特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況) に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。	メンバー			



表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
9.1 メンバーの 制度及びプロセスを 監査する	9a	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムの実施を継続する。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別な QAR を実施する。 a) i) 全メンバーに対する最初の QAR ラウンドが完了するまで、各年に最低1カ国の QAR を実施する。 ii) 事務局に対し、将来的には既存の QAR プロセスと併せて活用するものであって、独立的に実施される可能性もある、遵守上重要な問題であるかどうかを判断するための CCSBT 遵守評価プロセス（及び関連する措置）について調査し、これを立案するよう要請する。	メンバー/ 事務局			
	9b	b) 全メンバーにおいて最初の現地 QAR ラウンドが完了した後、得られた情報の価値及びメンバーによってとられたあらゆる是正措置に関するレビューを行い、QAR プロセスを継続するかどうかについて決定する。	メンバー			
	9c	c) QAR を新たなラウンドにより継続する場合、 i) 以下を明示するため、QAR の付託事項を適切にレビューし改正する。 - 将来の QAR において評価されるべき CCSBT 措置 - 将来における QAR 総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) 対象を絞った <sup>3</sup> 特別な QAR の実施が必要かどうかを決定する。	メンバー/ 事務局			
9.2 是正措置及 び改善	10	特定された非遵守事例（全世界の SBT の TAC に関するもの以外）及びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政策をさらに改正すべきかどうかについて検討及び決定する等、是正措置政策の見直しを行う。	メンバー/ 事務局			

<sup>3</sup> 「対象を絞った」 QAR は、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念があり、当該メンバーが対象を絞った特別な QAR に参加するよう指名された場合に実施することができる。

表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール10 – 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
10.1 遵守支援	11	発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」	メンバー／事務局	要請に応じて		

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項

<b>ゴール 8 – 監視、管理及び取締り</b> 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
<b>8.1 合意された MCS 措置を実 行する</b>	<b>12</b>	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/ 事務局
	<b>13a</b>	以下を管理・強化する。 a) 合意済みの保存管理措置のリスト	事務局
	<b>13b</b>	b) 策定済みの最低履行要件 (MPRs)、特に既存の決議が改正された場合における所定の報告措置、並びに新たに採択された決議 (例えば大型流し網漁業に関する決議) に関する新たな MPR の策定	事務局
	<b>13c</b>	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告書テンプレート	事務局
	<b>14</b>	履行報告制度 (事務局による措置の遵守及び CCSBT 措置の運用に関する報告) を実施する。	事務局
<b>8.3 遵守を強化 する (MCS 制 度及び業務)</b>	<b>15</b>	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り (続き)			
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.4 SBT 市場の 拡大を監視する	16	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング (SBT 貿易/市場データのレビュー及びトレンド分析を含む)	メンバー/ 事務局
8.5 遵守に関する データを共有する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び IUU 漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報/機密情報を共有する。	メンバー/必 要に応じて事 務局
8.6 事務局によ る MCS 業務	18	MCS データを分析し傾向を報告する (毎年)。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。  こうした分析には、SBT 以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認されたあらゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー/ 事務局
	19	WCPFC の ROP 転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する (SBT を含む転載である場合)。	Secretariat 事 務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

<b>ゴール9 – メンバーの義務</b> 全てのメンバーは、CCSBT の規則を遵守する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
9.2 是正措置及 び改善	20	CCSBT ウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界の SBT の TAC に かかるメンバー/CNM の国別配分量に関する非遵守事例、及び関連す るメンバー/CNM によってとられた是正措置の詳細をアップデートす る。	事務局

<b>ゴール10 – 途上国支援</b> 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
10.1 遵守支援	21	MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継 続する。	メンバー/ 事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ール11 - CCSBT への参加			
寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
11.1 包括的な 協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報（例えば IUU 漁業に関する証拠）を用いて、協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。	メンバー/ 事務局
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー/ 事務局

## 拡大科学委員会に対する SBT 漁業の国別年次レビューのテンプレート

(第26回委員会年次会合 (2019年10月17日) において改正)

1. 序論
  - 背景
  - 漁業の発展の歴史の概要
  - 直近の漁期の総括
2. 漁獲量及び漁獲努力量
  - 漁法別（表層及びはえ縄）のトレンド
  - 海域別・漁期別のトレンド

(表には、上記の階層による漁獲量及び漁獲努力量、並びに漁業の歴史全体の合計を含むべきである)
3. ノミナル CPUE
  - 必要に応じて、
  - 漁法別（表層及びはえ縄）のトレンド
  - 海域別・漁期別のトレンド

(表には、上記の階層によるノミナル CPUE、並びに漁業の歴史全体の合計を含むべきである)
4. サイズ組成
  - 漁法別（表層及びはえ縄）のトレンド
  - 海域別・漁期別のトレンド

(数値には、各10年間ごとの漁法別の平均サイズ組成分布、並びに直近5年の各年におけるサイズ組成を含むべきである)
5. 船団の規模及び分布
  - 漁期別のトレンド
  - 海域別のトレンド

(図には、漁業の歴史全体における漁法別の漁獲量及び漁獲努力量、並びに直近5年の各年における漁獲量及び漁獲努力量を含むべきである)
6. 帰属漁獲量の各要素にかかる推定値を改善するための調査及びモニタリング
  - i. 放流及び／又は投棄
    - 推定値の計算に用いた各種情報及びデータのソースを説明すること。
    - 漁獲量の推定に用いた手法について説明すること。
    - 漁獲量の推定結果を示すこと。
  - ii. 遊漁
    - 推定値の計算に用いた各種情報及びデータのソースを説明すること。
    - 漁獲量の推定に用いた手法について説明すること。
    - 漁獲量の推定結果を示すこと。
  - iii. 慣習的及び／又は伝統的漁業
    - 推定値の計算に用いた各種情報及びデータのソースを説明すること。
    - 漁獲量の推定に用いた手法について説明すること。

- 漁獲量の推定結果を示すこと。
- iv. 沿岸零細漁業
- 推定値の計算に用いた各種情報及びデータのソースを説明すること。
  - 漁獲量の推定に用いた手法について説明すること。
  - 漁獲量の推定結果を示すこと。
7. 科学オブザーバー計画の策定及び実施<sup>1</sup>
- サンプルング方法及びメンバー／CNM のオブザーバー計画からデータを収集する取決めに関する別添 1 に規定された情報を含む報告を行うこと。
8. その他の関連情報

注記:

- 漁獲に関するデータは、暦年と漁期年の両方で提示されるべきである。
- 重量データは原魚重量で報告されるべきであり、また使用された変換係数が特定されるべきである。
- ノミナル CPUE (特にはえ縄漁業に関して) は、標準的な単位 (例えば 1,000 鈎針数あたりの SBT 漁獲尾数) で表記されるべきである。
- 推定値がサンプルデータの引き伸ばしである場合は、その旨を言明すること。
- 必要に応じて、測定値を計算しても良い。

---

<sup>1</sup> CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 11 及び別紙 2



## 国別報告書における科学オブザーバー計画の開発と実施に関するセクションの書式 (CCSBT オブザーバー計画規範より)

### 報告書の構成要素

加盟国が科学委員会に提出する年次の国別報告書の一部として、オブザーバー計画の実施報告を含めることとする。この報告は、みなみまぐろ漁業のオブザーバー計画の簡単な概要を提示するもので、収集したオブザーバー・データの公式な解析結果を示す文書に代わるものではない。このオブザーバー計画報告は、下記のセクションで構成するものとする。

#### A. オブザーバーの訓練

実施したオブザーバー訓練の概要。以下の事項を含む。

- 科学オブザーバー向けに実施した訓練プログラムの概要。
- 訓練したオブザーバーの人数。
- 過去にみなみまぐろ漁業に配置されたオブザーバーの資格、訓練、経験年数などの概要。
- 参考資料として、最新の訓練関連資料のコピーの提出（自国言語のまま）。

#### B. 科学オブザーバー計画の設計と範囲

オブザーバー計画の設計には下記事項を含める。

- 計画がカバーする船団、対象船団、もしくは対象漁業部門。
- 上記の船団もしくは漁業部門から、オブザーバーを乗船させる漁船をどのように選択したか。
- オブザーバーのカバー率について、船団、漁業部門、漁船の種類、漁船のサイズ、漁船の年数、操業海域、漁期などの層別化はいかに行ったか。

上記の船団のオブザーバー・カバー率には以下の事項を含む。

- 漁業部門、海域、漁期、みなみまぐろ総漁獲量に対する比率。それぞれのカバー率を示す単位を示すこと。
- オブザーバー配置の合計日数ならびに実際に観察作業を行った日数。

#### C. 収集したオブザーバー・データ

別紙1に合意されたデータセットを示したが、その範囲に対応して実際に収集したオブザーバー・データのリストは大枠で以下のものを含む。

- 努力量データ：海域別、漁期別に観察した努力量（操業日数、操業数、針数など）、ならびに海域別、漁期別の総努力量に対する観察割合
- 漁獲量データ：海域別・漁期別の観察したみなみまぐろ及びその他の種（収集された場合）の漁獲量、ならびに海域別・漁期別のみなみまぐろ総漁獲量に対する観察割合
- 体長頻度データ：海域別・漁期別の種毎に測定した尾数
- 生物学的データ：収集したその他の種毎の生物学的データもしくは標本（耳石、性別、成熟度、成熟度指数など）の種類と数量
- 観察しなかった数量に対するサブ・サンプルのサイズ。

#### D. 標識回収のモニタリング

観察した標識回収数を、魚のサイズ・クラス別及び海域別に記録。

## E. 遭遇した問題

- オブザーバーもしくはオブザーバーの管理者が遭遇した問題で、CCSBT オブザーバー計画規範、もしくは規範に基づいて策定した各加盟国の国別オブザーバー計画に影響を及ぼす可能性のある事項の概要。

## 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(第26回委員会年次会合 (2019年10月17日) において修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・CNM (すなわち EU) は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度 (割当年度を有しない場合は、暦年) を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。メンバー及び CNM は、提出時の漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される。

## 目次

ページ

<b>1</b>	<b>監視、管理及び取締り (MCS) 改善事項のまとめ</b>	<b>2</b>
1.1	今漁期に実現した改善事項	2
1.2	今後予定されている改善事項	2
<b>2</b>	<b>SBT 漁業及び MCS</b>	<b>2</b>
2.1	みなみまぐろ漁業	2
2.2	SBT 漁獲量のモニタリング	4
2.3	SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)	5
2.4	SBT の転載 (港内及び洋上)	5
2.5	SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船 (FV / CV) の港内検査	6
2.6	SBT の貿易のモニタリング	6
2.7	CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類	7
<b>3</b>	<b>別添 1 の各セクションに対する変更点</b>	<b>7</b>
<b>別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決めの詳細</b>		<b>8</b>
<b>1</b>	<b>SBT 漁獲量のモニタリング</b>	<b>8</b>
1.1	SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)	10
1.2	SBT の転載 (港内及び洋上)	10
1.3	SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船の港内検査	11
1.4	国産品の水揚げ (漁船由来及び蓄養場由来の両方)	11
1.5	SBT の貿易のモニタリング	11
1.6	その他	12
<b>2</b>	<b>生態学的関連種に関する追加的報告要件</b>	<b>12</b>
<b>附属書 1. CCSBT 許可船舶決議</b>		<b>14</b>

# 1 監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ

## 1.1 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実現した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

## 1.2 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

# 2 SBT 漁業及び MCS

## 2.1 みなみまぐろ漁業

### 2.1.1 漁獲量及び国別配分量

過去 3 漁期における有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量を下表 1 に記入すること。

表 1. 有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量

A	B	C	D	E
漁期	有効漁獲 上限 <sup>1</sup>	当漁期に繰 り越された 漁獲枠	総漁獲利用 可能量 <sup>2</sup> (B+C)	帰属漁獲量 <sup>3</sup>

### 2.1.2 各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

過去 3 漁期における各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量を下表 2 に記入すること。特定の漁業種類における SBT 死亡量に関する情報が利用可能でない場合は、最善の推定漁獲量を使用すること。全ての数字をトン数で記入すること。

表 2. 各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

漁業種類	SBT を主な漁獲対象とする商業漁業操業であるか否か			
	漁業種類 1: (漁業種類名)		漁業種類 2: (漁業種類名)	
漁期	国内配分量	死亡量 (トン)	国内配分量	死亡量 (トン)

<sup>1</sup> 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整分を加えた数量をいう。例として CCSBT 24 報告書パラグラフ 87 の表 1 (3) の欄を参照されたい。

<sup>2</sup> 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

<sup>3</sup> 「メンバー又は CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする: 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない); 放流及び/又は投棄; 遊漁; 慣習的及び/又は伝統的漁業; 沿岸零細業」

漁業種類 (続き)	放流及び／又は投棄		遊漁		慣習的及び／又は 伝統的漁業		沿岸零細漁業	
	漁業種類 3:		漁業種類 4:		漁業種類 5:		漁業種類 6	
漁期	国内 配分量	死亡量 (トン)	国内 配分量	死亡量 (トン)	国内 配分量	死亡量 (トン)	国内 配分量	死亡量 (トン)

### 2.1.3 SBT 漁獲量 (保持及び非保持)

過去3漁期における各漁業種類(例:商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内船団、遊漁、慣習的及び／又は伝統的漁業及び沿岸零細漁業)ごとのSBT漁獲重量及び漁獲尾数を下表3に記入すること。報告データが利用可能でない場合は、最善の推定値を記入すること。船上保持されたSBTと保持されなかったSBTの両方を記入すること。蓄養以外の全ての漁業種類については、「保持SBT」には船上保持されたSBTを含み、「非保持SBT」には海に戻したSBTを含む。蓄養については、「保持SBT」には蓄養いけすに活け込まれたSBTを含み、「非保持SBT」には曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量(トン)及び尾数の両方を括弧書きで示すこと(例:[250])。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。

表 3. SBT 漁獲量 (保持及び非保持)

漁期	保持・非保持 SBT							
	商業的漁業種類							
	漁業種類 1 (漁業種類名)		漁業種類 2 (漁業種類名)		漁業種類 3: 遊漁		漁業種類 4: 慣習的/ 沿岸零細漁業	
	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT

### 2.1.4 漁業種類ごとの船舶の隻数

過去3漁期について、漁業種類ごとに、SBTを漁獲した船舶の隻数を下表4に記入すること。

隻数を示すことができない場合は、最善の推定値を記入すること、

表 4. 漁業種類別隻数

漁期	隻数			
	商業的漁業種類			漁業種類 4: 慣習的/ 沿岸零細漁業
	漁業種類 1 (漁業種類名)	漁業種類 2 (漁業種類名)	漁業種類 3: 遊漁	

## 2.2 SBT 漁獲量のモニタリング

### 2.2.1 日次ログブック

- i. 日次ログブックが義務でない場合は、日次ログブックが求められる SBT 漁業の割合を示すこと。
- ii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否かを記入すること。従ったものとなっていない場合は、非遵守の内容について説明すること。

### 2.2.2 追加的な報告方法（RTMP 等）

- i. 複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は、報告方法ごとに、義務的要件であるか否か、義務でない場合は対象となる SBT 漁業の割合を記載すること。

### 2.2.3 科学オブザーバー

- i. 各漁業種類（例：はえ縄、まき網、商業用船及び国内船団）ごとに、過去 3 漁期において観察された SBT 漁獲量及び漁獲努力量の割合を下表 5 に記入すること。漁獲努力量の単位は、はえ縄では釣針数とし、まき網では投網数とすること。

表 5. SBT 漁獲量及び漁獲努力量にかかるオブザーバーカバー率

漁期	漁業種類 1		漁業種類 2	
	観察漁獲 努力量 (%)	観察 漁獲量 (%)	観察漁獲 努力量 (%)	観察 漁獲量 (%)

- ii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否かについて記入すること。従ったものとなっていなかった場合は、非遵守の内容について説明すること。さらに、他メンバーとのオブザーバー交換があったか否かを示すこと。

### 2.2.4 船舶監視システム（VMS）

直近の漁期につきメンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、以下を記入すること、

- i. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されたか？
- ii. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されなかった場合は、非遵守の詳細及び今後の改善計画を示すこと。
- iii. 自国船籍の 1) 漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国の VMS システムへの報告が義務付けられている隻数：
  - 1) FVs:
  - 2) CVs:

- iv. 自国船籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって、自国の VMS システムに実際に報告した隻数:
  - 1) FVs:
  - 2) CVs:
- v. VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった措置。
- vi. 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置 (緯度及び経度) 及び VMS が稼動していなかった期間。
- vii. CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b) に基づいて実施された調査に関する説明 (現時点までの進捗状況及び取られた措置を含む)。

### 2.2.5 洋上検査

前漁期中におけるメンバーの取締船による SBT 許可漁船に対する洋上検査のカバー率 (例: 検査された SBT 航海数のパーセンテージ) を記入すること。

### 2.2.6 許可船舶に関する要件

附属書 I に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置 (懲罰的及び制裁的行動を含む) にかかるレビューの結果を報告すること。

### 2.2.7 その他の漁業種類 (例: 遊漁、慣習的漁業等) による SBT 漁獲量のモニタリング

その他の漁業種類における漁獲量をモニタリングするために用いたモニタリング手法の詳細を示すこと。

## 2.3 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)

過去 3 漁期において観察された曳航数の割合及び観察された曳航用いけすから蓄養いけすへの魚の移送の割合を下表 6 に記入すること。

表 6. 曳航、いけすへの活け込み及びいけす間の移送のオブザーバーカバー率

漁期	曳航にかかるオブザーバーカバー率	移送にかかるオブザーバーカバー率

- i. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。

## 2.4 SBT の転載 (港内及び洋上)

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に準じて、以下を報告すること。

- i. 過去 3 漁期に洋上及び港内において転載された SBT の数量及び割合を下表 7 に記入すること。

表 7. SBT の転載（港内及び洋上）

漁期	洋上転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する洋上転載された SBT の割合	内転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する港内転載された SBT の割合

- ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船（LSTLV）のうち、前漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。
- iii. 前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

## 2.5 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船（FV／CV）の港内検査

過去 3 暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船／運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を下表 8 に示すこと。

表 8. SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船に対する港内検査

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ／転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数
	総数			

## 2.6 SBT の貿易のモニタリング

前暦年又は前漁期に関して、

- i. 検査された SBT 水揚げ数量の割合を示すこと。
- ii. 検査された SBT 輸出量の割合を示すこと。
- iii. 検査された SBT 輸入量の割合を示すこと。



## 2.7 CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 の規定に基づき、決議パラグラフ 5.8<sup>4</sup>に従って実施した監査のカバー率の水準及び種類に関する詳細、及び遵守の程度について記入すること。

## 3 別添 1 の各セクションに対する変更点

別添 1 の各セクションに関して、前年から変更があったセクションを列記すること。

---

<sup>4</sup> CDS 決議パラグラフ 5.8 は「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

---

## 別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決めの詳細

### 1 SBT 漁獲量のモニタリング

SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及び IQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

漁業における漁獲量の監視方法

漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、セクション 2 で報告される曳航船は含まない）。

監視方法	説明
日次 ログブック	記入事項: i. 義務要件であるか否か。  ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。  iii. ログブックに記載された ERS の情報。  iv. ログブックの提出先。  v. 提出スケジュール及び方法 <sup>6</sup> 。  vi. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。  vii. 適用される法令及び処罰。  viii. その他関連する情報 <sup>7</sup> 。

<sup>5</sup> 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること

<sup>6</sup> 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

<sup>7</sup> ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

<p>追加的な報告方法 (例： RTMP 等)</p>	<p>複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 義務的要件であるか否か。</li> <li>ii. 記録された情報（SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む）。</li> <li>iii. 報告の提出先と提出元（例：船長、水産会社等）<sup>5</sup>。</li> <li>iv. 提出スケジュール及び方法<sup>6</sup>。</li> <li>v. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。</li> <li>vi. 適用される法令及び処罰。</li> <li>vii. その他関連する情報<sup>7</sup>。</li> </ul>
<p>科学オブザーバー</p>	<p>記入事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。</li> <li>ii. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。</li> <li>iii. オブザーバー報告書の提出先。</li> <li>iv. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。</li> <li>v. その他関連する情報（改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む）。</li> </ul>
<p>VMS “ii”の事項は、「CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議」上の要件となっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. メンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、適用される法令及び処罰。</li> </ul>
<p>その他（例えば電子モニタリングの活用等）</p>	

## 1.1 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）<sup>8</sup>、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報<sup>7</sup>。

## 1.2 SBT の転載（港内及び洋上）

(a) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。
- ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。
- iii. 指定寄港国との情報共有。
- iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）<sup>8</sup>、回収するためのプロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報<sup>7</sup>。

(b) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え）SBT の転載数量を確認（checking）・検証（verifying）する方法。
- ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報<sup>7</sup>。

---

<sup>8</sup> この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

### 1.3 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- (a) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- (b) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。

### 1.4 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方）

SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。

- (a) SBT 水揚げ指定港に関する規則。
- (b) SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection)。
- (c) SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (d) SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
- (e) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認 (validating)<sup>8</sup>・回収プロセス。
- (f) 適用される法令及び処罰。
- (g) その他関連する情報<sup>7</sup>。

### 1.5 SBT の貿易のモニタリング

#### 1.5.1 SBT の輸出

SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものを含む）。以下の詳細も含めること。

- (a) SBT 輸出の要件となる検査 (inspection)。
  - (b) SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
  - (c) SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
  - (d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認 (validating)<sup>8</sup>・回収プロセス。
  - (e) 適用される法令及び処罰。
  - (f) その他関連する情報<sup>7</sup>。
-

## 1.5.2 SBT の輸入

SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- (a) SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- (b) SBT 輸入の要件となる検査。
- (c) SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- (e) 適用される法令及び処罰。
- (f) その他関連する情報<sup>7</sup>。

## 1.5.3 SBT の市場

- (a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。
- (b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び／又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。
- (c) その他関連する情報<sup>7</sup>。

## 1.6 その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

## 2 生態学的関連種に関する追加的報告要件

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
  - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
  - サメ類保存管理のための国際行動計画
  - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種<sup>9</sup>の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置<sup>10</sup>が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
  - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
  - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
  - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置

<sup>9</sup> 海鳥、海亀及びサメを含む。

<sup>10</sup> これら RFMO の関連する措置は、[http://www.ccsbt.org/site/bycatch\\_mitigation.php](http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php) に掲載されている。

iii. 以下のRFMOの要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。

- CCSBT<sup>11</sup>:
- IOTC 条約水域で操業する際にはIOTCの要件
- WCPFC 条約水域で操業する際にはWCPFCの要件
- ICCAT 条約水域で操業する際にはICCATの要件

(b) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(c) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

---

<sup>11</sup> CCSBTの現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及びERSWGに提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

---

## 附属書 1. CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
  - b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
  - c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
  - d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
  - e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
  - f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。
-



Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会



## 大型漁船の洋上転載のモニタリングに関する CCSBT<sup>1</sup>事務局と IOTC<sup>2</sup>事務局との間の基本合意書案

### 序

1. IOTC は、決議 18/06<sup>3</sup>を採択し、IOTC 条約水域内における大型まぐろはえ縄漁船 (LSTLV's) による洋上転載のモニタリングのための計画を導入した。CCSBT は、みなみまぐろ (SBT) を含むすべての転載に対し全世界的に適用される冷凍能力を有するまぐろはえ縄漁船について、同様の決議<sup>4</sup>を採択した。
2. IOTC 条約水域内において、CCSBT 及び IOTC 決議は、同様の規定を有し、CCSBT 決議の遵守を求められる船舶の大半は IOTC 決議の遵守もまた求められている。
3. 本基本合意書 (LoU) は、作業の重複並びに CCSBT 及び IOTC の両決議の遵守が求められる者に関連する費用を最小限に抑えるため、制定された。

### 本基本合意書の目的

4. 本 LoU は、IOTC 条約水域内における全船団のみなみまぐろ (SBT) を含む洋上転載に対し適用される。

### CCSBT と IOTC との間の取極

5. IOTC 転載決議 18/06 (又はすべての後継決議) のすべての規定は、本取極に含まれる洋上転載に対し、引き続き適用される。
6. CCSBT 転載決議 (又はすべての後継決議) のすべての規定もまた、次を除き、本取極に含まれる洋上転載に対し、引き続き適用される。

<sup>1</sup> みなみまぐろ保存委員会

<sup>2</sup> インド洋まぐろ類委員会

<sup>3</sup> 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 18/06

<sup>4</sup> 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

- a. 1 隻の LSTLV による転載につき単独の転載申告書を作成することを可能とするため、CCSBT 転載申告書の代わりに IOTC 転載申告書を使用することができる。これは、IOTC 及び CCSBT の書式が変更されない間、反対の取極がなされない限り、適用される。なお、運搬船の船長から IOTC 事務局に対する本書の送信は、CCSBT 事務局に対しても送信されたものとみなされる。IOTC 事務局は、これら文書を遅滞なく CCSBT 事務局に送信する。
  - b. LSTLV's 及び運搬船の IOTC 登録番号は、CCSBT における同等のものに代えて使用することができる。CCSBT 事務局は、IOTC 及び CCSBT の登録番号の間で必要となる変換を行う。
  - c. 単一系列の転載オブザーバーの利用を可能とするため、IOTC 転載オブザーバーは、CCSBT 転載決議において制定された基準に合致し、かつ、CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載オブザーバーとみなされる。
  - d. 契約者によるオブザーバー報告書の IOTC 事務局への送信は、CCSBT 事務局に対しても送信されたものとみなされる。IOTC 事務局は、これら文書及び関連するその他すべての文書を遅滞なく CCSBT 事務局に送信する。
7. パラグラフ 5 及び 6 の複合効果は、IOTC 事務局及び転載オブザーバーが IOTC 決議の要件に次を追加し、継続することである。
- a. IOTC 及び CCSBT の事務局は、転載申告書を含む、洋上転載に関する決議に対する変更計画又は実際の変更について、相互に通知する。
  - b. IOTC 事務局は、SBT を含むすべての転載に関する転載申告、5 日間報告書、オブザーバー報告書及び関連するその他すべての文書の写しを、遅滞なく CCSBT 事務局に対し送信する。
  - c. SBT の転載の監督にあたる IOTC 転載オブザーバーは、IOTC 決議 18/06（又はすべての後継決議）に求められる知見及び訓練に加えて、次を有さなければならない。
    - みなみまぐろを同定するための十分な知見及び知識。
    - CCSBT の条約及び管理措置に関する十分な知識を有すること。
  - d. IOTC 転載オブザーバーの最新リストは、IOTC 事務局によって維持され、定期的に CCSBT 事務局に提供される。
  - e. IOTC は、オブザーバー配置が SBT の転載に関与するとの通知を受けた場合、CCSBT 事務局が漁船及び運搬船の正当性を公開されている CCSBT 許可漁船リスト及び CCSBT 許可運搬船リストに照会し確認できるよう、オブザーバーの派遣の前に CCSBT に対し通報する。

f. IOTC 決議 18/06（又はすべての後継決議）において指定されている任務に加えて、SBT の転載を監督する転載オブザーバーは、次を行う。

- 転載の詳細（日付、名称及び運搬船に関する登録）が正しく記入されていること及び製品の転載が CCSBT 転載決議<sup>5</sup> に従って監督されたことを示すため、CCSBT の CDS 文書の転載確認セクションへの署名。

8. 本合意書に基づく運用により IOTC 事務局に課せられる追加の費用(例 オブザーバーとして求められる追加の訓練及び保険)は、IOTC 決議 18/06（又はすべての後継決議）における費用回収メカニズムを通じて、洋上転載をモニタリングするための IOTC 地域オブザーバー計画の下に転載を行う船団から回収される。

9. 本合意書は下記の日付から効力を有する。本合意書の終了は、IOTC 事務局長が CCSBT 事務局長に通知した日付をもって効力を有する。

署名及び日付

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

みなみまぐろ保存委員会

インド洋まぐろ類委員会

日付:\_\_\_\_\_

日付:\_\_\_\_\_

<sup>5</sup> CDS 文書に記載された製品とオブザーバーが記録した数量との差異は、オブザーバー報告書（CDS 文書ではない）に記録され、オブザーバーは CDS 文書への署名を妨げられない。

## CCSBT 漁業における生態学的関連種（海鳥）措置の教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案

### 背景

2018年10月のCCSBT遵守委員会会合からの勧告（CC13報告書パラグラフ101及び111）を踏まえ、CCSBT事務局は、バードライフ・インターナショナル及びCCSBTメンバーによるアウトリーチ／教育を通じた生態学的関連種（ERS）措置の実施の強化及びこれらの措置の船上での実施状況を検証するためのシステムのさらなる開発に関するプロジェクト提案の策定を支援してきたところである。

本提案は、外部資金の獲得及び確保を目的として策定されたものである。考え得る資金源の一つは、国家管轄外の水域（ABNJ）に関するプロジェクトを対象とする現行の公海プロジェクトのフォローアップの一部としての、FAOを経由したUN地球環境ファシリティ（GEF）からの資金である。GEF資金は、2021年以降に利用可能となる可能性がある。追加的にその他の考え得る資金源を探求することにより、2020年に活動を開始できる可能性がある。

### 前案に対するフィードバック

提案の概要は2019年5月の第13回生態学的関連種作業部会（ERSWG13）会合において初めて検討され、CCSBTメンバー、バードライフ・インターナショナル及びCCSBT事務局による休会期間中の連絡グループによりさらなる策定が進められてきた。オーストラリア、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド、南アフリカ及び台湾の代表者からのインプットを得た。

当初案の改訂版では、提案のうち教育及びトレーニングの項目により重きを置いており、予算の策定についてはプロジェクトの活動計画がさらに精緻化されるまで保留している。一部のメンバーは、本プロジェクトのうち技術革新面への参加に特段の関心を有している。その他のメンバーは、本提案に含まれる様々な活動横断的に関心を示しているが、これらのメンバーがどの項目に参加したいと考えるかについて特定するためにはさらに時間を要する。

プロジェクトの成功度を測定するための効果的な指標は何かに関する議論が行われた。

### 現行のプロジェクト案の概要

プロジェクトの期間に関する提案：3-4年間、ただし時期については外部資金の獲得状況に依る。下表の様式は、後継の公海GEF資金におけるプロジェクト案を誘引するために2019年初頭にFAOが策定したテンプレートをベースとするものである。

<p>パートナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本</li> <li>● 漁業主体台湾</li> <li>● 韓国</li> <li>● 南アフリカ</li> <li>● インドネシア</li> <li>● ニュージーランド</li> <li>● オーストラリア</li> <li>● バードライフ・インターナショナル</li> <li>● [あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定]</li> <li>● [オーシャン・アウトカムズ]</li> </ul>
<p>作業にかかる他のプログラムとの連携</p>	<p>海鳥の混獲を削減するため、5つのまぐろ類 RFMO においてそれぞれ活動中</p>
<p>目的</p>	<p>海鳥類の混獲を削減することができるよう、海鳥混獲緩和措置の使用の実施及びモニタリングを行う CCSBT メンバーの能力を強化するため、教育アウトリーチ、キャパシティ・ビルディング及び技術革新に取り組む</p>
<p>論理的根拠／全球的な環境上のメリット</p>	<p><b>理論的根拠／環境上のメリット</b></p> <p>アホウドリ類は、世界の海鳥類の中で最も危機に瀕している種群である。22種のアホウドリ種のうち15種が IUCN レッドリストに掲載されている。世界の浮はえ縄漁業による混獲が主な保存上の脅威である。アホウドリ類及びミズナギドリ類に対する影響は、ABNJにおける漁業が及ぼす主要な生物多様性に対する影響の一つである。</p> <p>CCSBT の生態学的関連種作業部会（ERSWG）に続く会合では、海鳥類とミナミマグロ（SBT）漁業との間の相互作用は引き続き高水準にあり、非常に懸念される水準であることを確認した。</p> <p>5つのまぐろ類 RFMO では、海鳥類、とりわけアホウドリ類の偶発的捕獲リスクを削減するための緩和措置の使用に関して、法的拘束力のある要件が発効している。CCSBT の ERSWG は、混獲緩和措置の有効な実施がさらに促進されるべきであるとの助言を行った。2018年の CC 13 は、海鳥混獲緩和措置にかかるアウトリーチ／教育及び遵守状況の検証の両方を含むプロジェクト提案を策定するとともに当該提案に対する外部資金を採求するため、事務局がメンバー及びバードライフ・インターナショナルと作業を行うべきことに合意した（CC 13 報告書パラグラフ 110–111）。</p> <p>第一期の公海まぐろプロジェクトの下での共同作業を通じて南緯 20 度以南のまぐろ漁業に関する全球的海鳥混獲評価が初めて実施され、2016年のデータ及び様々な解析手法をベースとして、南緯 20 度以南で捕獲される海鳥の数は 36,000 羽／年との推定値が得られた（CCSBT-ERS/1905/23）。当該評価では、毎年捕獲される海鳥の数の推定値に影響を及ぼすデータのギャップや現在利用可能なデータ（オブザーバーデータ、海鳥密度分布データ及び漁獲努力量データ）におけるバイアス及び不確実性の要因があることも特定された。</p>

	<p>実施上の法的及び技術的側面に関して、混獲緩和措置を実施するための重要な点は (i) 業界に対するさらなる教育及びアウトリーチ、(ii) 乗船オブザーバー及び遵守担当官のキャパシティ・ビルディング、(iii) 混獲緩和措置の船舶レベルでの実施状況をモニタリングするためのシステムの創造である。</p>
<p>文脈 (すなわち既に組み込まれている活動)</p>	<p>バードライフ・インターナショナルが調整役となっている現行の第一次 FAO 公海 ABNJ まぐるプロジェクトにおける海鳥混獲に関する項目では、オブザーバーのトレーニング及び南緯 20 度以南の全球的海鳥混獲数の推定値を得るために取り組まれた共同作業に対する支援の提供と合わせて、多数の船団とともに海鳥混獲緩和措置の要件に対する国別の普及啓発活動を実施した。</p> <p>RFMO のメンバーにより各所で実施されているパイロット研究により、浮はえ縄漁船の船上で電子モニタリング用のカメラを使用するというコンセプトが立証されている。</p> <p>ニュージーランドは、EARS (電子自動報告システム) のプロトタイプを試行に取り組もうとしている。</p> <p>バードライフ/Global Fishing Watch による解析 (文書 CCSBT-CC/1810/Info03) では、Global Fishing Watch のデータを用いて夜間投縄の実施をモニタリングする新手法を提示した。この技法は、CCSBT メンバーによるそれぞれの VMS データの解析に拡張できる可能性がある。本プロジェクトでは、国内の VMS データ解析向けツールの革新を支援する。</p> <p>2018 年の CCSBT 遵守委員会及び拡大委員会会合は、海鳥混獲緩和措置の全面的な実施を積極的に奨励するため、バードライフ・インターナショナル、CCSBT 事務局及び CCSBT メンバーが、これらの措置に関する教育及び遵守状況の検証を強化するための外部資金による提案を策定するよう勧告した。</p> <p>バードライフ・インターナショナルは、海鳥混獲の削減に向けて船団を支援するため、同組織のアホウドリタスクフォースを通じて、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、ナミビア及びチリの浮はえ縄、底はえ縄及びトロール船団に関与している。</p>
<p>技術的なアプローチ：</p>	<p>本プロジェクトでは、CCSBT メンバーが船舶ごとの混獲緩和措置 (海鳥に関しては主に夜間投縄、荷重枝縄及び鳥威しライン) の実施を強化するとともに措置の実施の度合いを測定することができるよう、CCSBT メンバーとともに、教育的アウトリーチ、オブザーバー及び遵守担当官のキャパシティ・ビルディング及び一部自動的な遠隔モニタリングシステムの革新に取り組む。</p> <p><b>1. 業界に対する教育及びアウトリーチ</b></p> <p>参加船団に対する教育及びアウトリーチ活動では、義務付けられている混獲緩和措置にかかる船舶レベルでの実施を促進するための情報及び支援を提供する。</p>

本プロジェクトでは、プロジェクト期間後もその影響力が継続するよう、可能な限り、業界に対する教育及びアウトリーチに関する既存の各国のシステムの持続的な強化を支援する。

**本分野に特段の関心を有するメンバー：台湾、インドネシア、日本**

## **2. モニタリングを強化するためのキャパシティ・ビルディング**

本プロジェクトでは以下を支援する。

### **1. オブザーバーのトレーニング**

**本分野に特段の関心を有するメンバー：インドネシア、南アフリカ、台湾、日本**

### **2. 混獲緩和措置が船上に存在していることをモニタリングする能力を向上させるための主要港における遵守担当官のトレーニング**

**本分野に特段の関心を有するメンバー：インドネシア、南アフリカ、台湾、日本**

本プロジェクトでは、プロジェクト期間後もその影響力が継続するよう、可能な限り、トレーニングに関する既存の各国のシステムの強化を支援する。

## **3. 漁業行政官が船舶レベルでの海鳥混獲緩和措置の使用状況を自動的にモニタリングできるようにするための自動システムの革新**

プロジェクト提案のアプローチでは、船舶による海鳥混獲緩和措置の実施状況を遠隔的にモニタリングすることができるシステムの開発を強化するため、漁業行政官、業界及び技術革新者が参加する。

本件には、夜間投縄の使用にかかる VMS を用いた解析手法の開発も含み得る（CCSBT-CC/1810/Info03 を参照）。

本分野における作業では、海鳥革措置の使用を検知し遠隔的に報告するよう設計された、EARS（電子自動報告システム）として知られる初期段階の製品コンセプトを開発するためのプロジェクトを進めているニュージーランドでの進捗を注視している。ニュージーランドは、トリライン、荷重枝縄、釣針被覆装置及び夜間投縄の使用状況をモニタリングすることができるデバイスの開発及び当該デバイスの初期試験に取り組むことを計画している。

本プロジェクトは、義務付けられた海鳥混獲緩和措置の使用のモニタリングに利用できるデバイスのさらなる開発及び船上での試験を含むものである。

本プロジェクトの下での開発作業では、作業の重複や不調和及び漁船に対する過度の負担を回避するため、より幅広い意味での EM システム（海鳥混獲緩和措置の実施状況のモニタリングに限定されない）に関して他の RFMO で取り組まれている作業も考慮する。

**本分野に特段の関心を有するメンバー：オーストラリア、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド、南アフリカ、台湾**

## **4. 全球的海鳥リスク評価のアップデート**

[本セクションは、メンバーの科学者によるレビュー及び確認の結果次第となる。]  
南緯 20 度以南のまぐろ漁業に関する最初の全球的海鳥混獲評価は、第一期の公海まぐろプロジェクトの下での共同作業を通じて実施され、2016 年のデータ及び様々な解析手法

を用いて解析した結果、南緯 20 度以南での海鳥捕獲数は 36,000 羽／年との推定値が得られた (CCSBT-ERS/1905/23)。

再評価については、公海まぐろプロジェクトによる最初の推定と同様のワークショップ形式を通じて、まぐろ類 RFMO メンバーのそれぞれの混獲データの解析に自国の科学者が参加することを支援する方式での再評価実施を CCSBT 経由で調整されることが考えられる。

<b>予算：</b>	予算案の概要：  1. CCSBT プロジェクトコーディネーター  2. 業界に対する教育及びアウトリーチ及びオブザーバー／遵守担当官トレーニング（想定される概算費用 30 万豪ドル）  3. 技術革新ワークショップ、機器の開発及び試験（参加メンバー及びワークショップの回数については未定）（想定される概算費用：50 万豪ドル）  4. R 南緯 20 度以南の浮はえ縄船団における海鳥混獲の再推定（10 万豪ドル）
<b>共同出資：</b>	（プロジェクトのコンセプトのさらなる策定後に特定）
<b>次のステップ：</b>	第 14 回 CCSBT 遵守委員会会合（2019 年 10 月）による検討に向けた概要提出



## MCS に関する情報収集及び共有

### 遵守政策ガイドライン4

(第26回委員会年次会合 (2019年10月17日) において改正)

#### 1. はじめに

この政策の全体を通して、委員会との文言には拡大委員会が含まれ、メンバーとの文言には拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれる。

#### 2. 政策の目的

この政策の目的は、

- a) 関連するメンバー間
- b) 寄港国と関連するメンバーとの間
- c) 市場国と関連するメンバーとの間
- d) 事務局との間

における、機密が保持されかつ迅速な MCS 情報の共有を促進することである。

#### 3. 政策提言

全てのメンバーは、以下に掲げる事項を実施することが期待される。

- a) 他のメンバーの国内漁業当局及び事務局との迅速な関連する MCS 情報の共有
- b) MCS を目的として全メンバーと共有し得る最新の連絡先リストの事務局への提出
- c) 船舶が SBT に関する IUU 漁業又は漁業関連活動に関与したことを疑う根拠がある場合の検査の実施及び関連するメンバーとの港内検査に関する情報の共有
- d) 関連する／適当なメンバーとのその他の港内検査情報の共有
- e) メンバーが SBT 管理体制の完全性を確保するために受領を希望する情報に関連する非メンバーである寄港国、沿岸国及び／又は市場国への通知
- f) 付属書 I の情報の機密保持及び利用に関するガイドラインの遵守

#### 4. IUU 漁業の疑義が発生している又は発生しつつある状況

船舶が SBT に関する IUU 漁業又は漁業活動を行っているとは疑うに足る合理的な理由をメンバーが有している場合、当該メンバーは以下を行うことが期待される。

- a) 附属書 II に含まれる情報の保存
- b) IUU 活動の疑義に CCSBT メンバーの旗を掲げる船舶が関与している場合は、関連するメンバーに対して IUU 活動の可能性／疑義について情報提供するとともに、事務局に対して情報提供を行う前に、当該メンバーが回答を行うのに十分な時間を与えること
- c) IUU 活動の疑義にメンバーの旗を掲げる船舶が関与していない場合は、事務局に対して収集した情報を速やかに提供すること

IUU 活動の疑義に関する情報を受領した時点において、事務局は以下を行うものとする。

- d) 附属書 I に規定する機密保持及び利用に関するガイドラインに従い、パラグラフ 3 b) において特定された各メンバーの連絡先と情報を共有する。

日常的な航空機による取締り、港での検査、洋上検査、市場監視及びその他の情報源（AIS 等）又は調査から得られた情報は、必要に応じて関連するメンバーと共有されることが意図される。メンバーは、非遵守の可能性を示唆する情報を受領した際はこれに対応し、また、実施した対応についての情報を、メンバー、寄港国、沿岸国又は市場国に対して通報することが期待される。

MCS 情報の共有を奨励するため、遵守委員会は以下に掲げる事項を実施することができる。

- i) メンバー及び寄港国、沿岸国及び市場国によって収集及び共有される MCS 情報の特定
- ii) 当該情報を収集及び共有するための標準化フォーマットの勧告
- iii) 情報の機密性を確保するためのガイドラインの提供及びレビュー
- iv) 事務局に対して、必要に応じて事務局が受け取る可能性のある情報に対して分析を行い、あらゆる傾向又は不自然な変化について報告を行うよう要請

上記の事項 i) – iv) に関する遵守委員会からの指示がない場合、メンバーは、必要に応じて、ケースバイケースにより、メンバー間及び事務局との間で MCS 情報の共有を行うべきである。

メンバーは、既存の MCS ネットワークに参加することが奨励される。これには、既存の二国間の取決め及び国際的なネットワーク（例：国際的な監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）など）に基づくものが含まれる。事務局は、必要に応じてまぐろ遵守ネットワーク（TCN）を通じて他のまぐろ類 RFMO との協力及び連絡調整を行う等、引き続き TCN に積極的に参加すべきである<sup>1</sup>。

長期的には、メンバーと他の RFMO のメンバーとの正式な遵守ネットワークを創設しなければならない可能性がある。正式な遵守ネットワークには、情報提供義務及び受領した情報への応答義務が含まれ得るとともに、公権力の相互行使が含まれる可能性がある。

## 5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策の承認</li> <li>● 遵守委員会からの勧告の検討</li> </ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集及び共有される標準化 MCS 情報の勧告</li> <li>● 情報の機密性に関するガイドラインの提供及びレビュー</li> <li>● 政策のレビュー及び改正</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機密が保持される形での情報の交換経路の提供</li> <li>● 機密上の制約の範囲内での事務局が受領する情報の分析、及び傾向・変化の報告</li> </ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機密が保持された形での、かつ可能な限り迅速な関連加盟国との情報共有</li> </ul>

## 6. 政策のレビュー

この政策は、直近の改正から 5 年目にレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

<sup>1</sup> TCN が機能し続ける限りにおいて。

## 付属書 I : MCS 情報の機密保持及び利用に関するガイドライン

1. MCS 情報は、機密扱いとされ、本政策によって認められた場合のみ提供又は利用され得る。
2. 事務局は、
  - 情報を提供したメンバーが許可した場合に限り、事務局が受けとる MCS 情報の共有を行うことができる。
  - MCS 情報の提供先について、関連するメンバー及び／又は必要な場合は情報提供を行ったメンバーが指定したメンバーに限定することができる。
3. 他のメンバーから MCS 情報を受けとるメンバーは、当該情報の機密を保持し、本政策が定める場合を除き、当該情報を利用することはできない。特に、MCS 情報を受けとるメンバーは、本付属書パラグラフ 4 に規定する目的においてのみ、当該情報をメンバーの代表者及び公務員に対して提供することができる。
4. メンバーは、CCSBT 保存管理措置の遵守状況をモニタリングするため  
にのみ、MCS 情報を利用することができる。

## 附属書 II: IUU 視認情報を記録するためのテンプレート

メンバーが SBT の IUU 漁業を行っている可能性がある漁船を確認した場合、当該メンバーは、各視認ごとに、以下を含む可能な限りの情報を記録するものとする。

- a) 船舶の名称及び明細
- b) 船舶のコールサイン
- c) 登録番号及び IMO ナンバー（該当する場合）
- d) 船舶の旗
- e) 船舶の写真
- f) 船舶の活動（例: 投縄中、揚縄中）
- g) 視認の日時
- h) 視認の位置